

第1回古平町議会定例会 第1号

平成26年3月5日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 平成26年度町政執行方針並びに教育行政執行方針
- 5 議案第 6号 平成26年度古平町一般会計予算
- 6 議案第 7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 7 議案第 8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議案第 9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 9 議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 10 議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝統君	1番	鶴谷啓一君
2番	岩間修身君	3番	中村光広君
4番	本間鉄男君	5番	堀清君
6番	高野俊和君	7番	木村輔宏君
8番	真貝政昭君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	本間順司君
副町長	田口博久君
教育長	成田昭彦君
総務課長	小玉正司君
会計管理者	白岩豊君
財政課長	三浦史洋君
保健福祉課長	佐藤昌紀君
産業課長	村上豊君
建設水道課長	本間好晴君
幼児センター所長	宮田誠市君

教 育 次 長	佐 々 木 容 子 君
総 務 係 長	高 野 龍 治 君
財 政 係 長	人 見 完 至 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤 田 克 禎 君
議事係主任兼総務係主任	野 村 忠 弘 君

開会 午前10時06分

○**議会事務局長（藤田克禎君）** それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

以上でございます。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成26年第1回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番、中村議員及び4番、本間議員のご両名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る2月28日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る2月28日、開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日3月5日から13日までの9日間とするものです。3月11日、12日は予算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、6日に予定の議案第12号から21号までと陳情について、6日で審議を終えたときは7日は議決をもって休会とし、日程を繰り上げないものいたします。

次に、議事の進行でございますが、初めに新年度予算の審議から説明申し上げます。新年度予算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による予算審査特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することにいたします。予算審査特別委員会の審議方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出は款ごとに区切って質疑を行います。特別会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、一般会計につきましては、歳入及び歳出の質疑が終結した後再度歳入歳出一括で質疑を許すものとします。ただし、質問数は2問までとします。質疑は、一問一答で継続して質問し、ほかの人に移ったときは再質問はできな

いこととなります。委員会では討論を省略することになります。また、採決については、全会計一括で採決する運びといたします。本会議での質疑につきましては、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。また、討論、採決については、各会計ごとに行うことといたします。

次に、総括質問についてご説明いたします。総括質問は、一問一答形式で継続して質問を行い、ほかの人に移ったときは再質問できないこととなります。また、総括質問は基本的に町長に対する質問と教育長に対する質問を分けて許可しておりますが、双方関連する質問の場合は議長が状況を見て許可するものとします。なお、総括質問で質問される方は、町長に対する質問が終わりましたら続けて教育長に対する質問を行うこととし、町長と教育長に対する質問と答弁を合わせて30分をめぐるといたします。質問が25分の経過後は、目安として議長席に黄色の目印を立てます。

それから、予算審査特別委員会と総括質問は一問一答で行いますが、一問一答でありながら一度に数項目にわたって質問をする傾向が共通して見受けられます。質問項目に関連性がある場合を除き、一問一答の原則を守っていただきますようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式を試行で行います。質問回数は1件3回のみで、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。議長と予算審査特別委員長におかれましても、その点よろしくご配慮いただきたいと思っております。

次に、3件ほど上がっております陳情につきましては、陳情第2号は総務文教常任委員会に付託するものといたします。陳情第1号、第3号は、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月5日より3月13日までの9日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日3月5日から3月13日までの9日間に決定いたしました。

お諮りします。3月11日と12日は予算審査特別委員会開催のため休会にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、3月11日、12日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝続君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成26年第1回後志広域連合議会定例会結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 平成26年度町政執行方針並びに教育行政執行方針

○議長（逢見輝続君） それでは、日程第4、平成26年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に入ります。

最初に、平成26年度町政執行方針について。

○町長（本間順司君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第1回古平町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄何かとご多用の中、差し繰りご参集をいただきまして心から厚く御礼を申し上げます。

今冬の日本列島は本州太平洋側に南岸低気圧が発生して寒気が南下し、首都圏を中心に雪の少ない地域にもたびたび記録的な大雪を降らせて多くの犠牲者を出し、建物の倒壊や農作物などにも甚大な被害を及ぼしており、加えて孤立する集落が続出するなどして生活基盤を大きく揺るがしているのであります。また、オホーツク海では低気圧が台風並みに発達したために典型的な冬型の気圧配置となり、道東方面を中心に全道的に大荒れとなって昨年の二の舞が起こるのではと心配されましたが、早目の交通規制が功を奏したと言われております。

そうした中、本町もこれで4年連続の大雪となって降雪累計は既に昨年を超え、最大積雪深も一時は約2メートルと昨年のそれに迫るものでありましたが、先月終盤の好天続きによって徐々に沈みつつあります。

それでは第1回定例会でございますので、恒例によりまして私の町政に対する所信と執行に関する方針を申し述べさせていただきますと存じます。しばらくの間お聞き取りを願い、町行政の推進に対しまして特段のご理解と格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

I はじめに

既に大々的に報道されてご承知のこととは存じますが、古平町水産加工業協同組合等の経営破綻に関する件につきまして、取り急ぎ報告をさせていただきます。

去る2月17日午後3時過ぎに同組合長と金融機関2社の支店長が来庁し、組合傘下の加工事業者6社が同日手形決済が不能となり、19日の2回目の決済も不能が予想されることから、それぞれ自己破産となるであろうし組合自体の存続も難しい状況であり、同席の金融機関からもこれ以上の支援はできない旨を伝えられたところであります。町としては詳細についての説明を求めべく、翌18日の午前11時に同組合長と参事においでいただき、前日置いていかれた請願書の内容について、対象事業者やこれまでの経過などの説明を受けた後、即刻課長会議を開催し、共通認識のもとで今後の対応を協議したのであります。

また、翌19日午後3時過ぎには金融機関1社の幹部2名が来庁し、2回目の手形決済の不能を伝えられたところであり、報道機関では既にこの時点で民間信用調査機関からの情報提供がされており、20日付の北海道新聞、読売新聞等の朝刊記事になったと理解しておりますが、いまだにさまざまな情報がふくそうして個々の事業所がどうなるのか確実なものがかみ切れず、軽々に申し上げることは差し控えたいと思っております、町としてはまずもって離職者対策が急務であると判断し、ハローワークや後志総合振興局などにご相談申し上げたところであり、今後も状況を見きわめながら逐次対策を練ってまいりたいと考えております。なお、関連する事項については、産業振興施策の部分でも申し述べさせていただきます。

年度内の成立が確実となった国の新年度予算は、現在、参議院において審議されておりますが、一般会計予算の総額は、95兆8,823億円と前年度当初比3.5%増の過去最大規模となっており、昨年12月に決定した25年度補正予算と合わせた歳出規模は101兆円超となり、機動的財政運営によって4月の消費税増税による景気腰折れの回避を目指すとされているものであります。歳入面で申し上げますと、税収で同16.0%増の50兆10億円と7年ぶりの高水準となったことにより、新規国債発行額は同3.7%減の41兆2,500億円となり、過去の公債金が税収を上回るという異常事態を2年続けて回避し、国債依存度も同3.3%減の43.0%となったものであります。なお、税外収入が同14.3%増の4兆6,313億円と大幅に伸びているのは、特別会計統廃合に伴う一般会計への繰り入れによるものであります。

一方、歳出面の政策的経費である一般歳出は、同7.1%増の56兆4,697億円となり、うち公共事業関係費については5兆9,685億円と同12.9%の大幅増となり、防衛関係費についても同2.8%増の4兆8,848億円となって2年連続の増額となっており、さらには社会保障関係費についても同4.8%増の30兆5,175億円と初めて30兆円台に突入したのであります。なお、一般会計とは別枠計上の東日本大震災復興特別会計は、同16.8%減の3兆6,464億円を計上しておりますが、平成25年度補正予算の復興関連分の5,638億円と合わせた額は4兆2,102億円となり、前年度当初並みの水準を確保したとされているのであります。また、地方交付税については、一般会計からの支出額（入り口ベース）では同1.5%減の16兆1,424億円（特例交付金を含む）となっておりますが、これに前年度からの繰越金などを加算した地方自治体への配分額（出口ベース）においても、同1.0%減の16兆8,855億円と2年連続の減額となるのであります。なお、別枠加算については同38%減の6,100億円となり、地方税収の状況を踏まえて一部を縮小したものの、必要な額を確保したとされております。

次に、地方自治体の財政運営の指針となる地方財政計画についてであります。前述した地方交付税の件につきましては新藤総務大臣と麻生財務大臣との折衝によって合意されたもので、これらを含めた計画の規模は対前年度比1.8%増の83兆3,607億円となり、歳入の地方税や地方交付税を合わせた一般財源の総額は、対前年度比1.0%増の60兆3,577億円と5年連続の増となった反面、臨時財政対策債を含む地方債は5.3%減の10兆5,570億円となり、さらには臨財債を含めた実質的な地方交付税（出口ベース）は、3.4%減の22兆4,807億円となって2年連続の減少となっております。一方、歳出では平成25年度において緊急防災や減災事業費、あるいは地域の元気づくり事業費に充てていた給与の臨時特例対応分が廃止され、給与関係費が回復して3.0%増の20兆3,414億円となった

ほか、元気づくり事業費は一般行政経費の地域の元気創造事業費に振りかわったものでありますが、歳出の特別枠となっている地域経済基盤強化・雇用等対策費は1兆1,950億円で20.1%の大幅な減となっており、投資的経費については3.1%増の11兆35億円となっております。

次に北海道開発予算であります。平成13年度以降長い間削減され続けながらも前年度ようやく増加に転じたところであり、新年度予算案においても4,954億円と対前年度比3.8%増の伸びとなっており、食料供給力の強化や安全・安心な国土の形成及び地域の活性化を重点事項としながら、活力と競争力のある北海道経済の確立を図るための基盤整備を進めるとともに、防災・減災や老朽化対策等による国土強靱化を推進し、経済成長や生活向上の大前提となる安全・安心の確保を図っているのとあります。

次に、道の平成26年度一般会計予算案の総額は、前年度当初比1.2%増の2兆7,190億円で当初予算ベースでは6年も続いたマイナス基調からようやく抜け出してプラスに転じたところですが、国の経済対策などに伴う平成25年度の補正予算を合わせたいわゆる15カ月予算では、逆に1%程度のマイナスとなっております。また、重点政策として「北海道の強みを生かす自立型経済の実現、豊かな自然を活かす環境先進地づくり、地域の絆と知恵を活かす安全・安心社会の実現」という三つの柱に重きを置いた政策を推進するとしているものの、政策的経費となる一般施策事業費は対前年219億円減の4,755億円で、食と観光の産業振興に重点配分し、TPPの影響も念頭に農林水産業の競争力強化を目指すとともに、再生可能エネルギーの活用促進やアジア及び極東ロシアとの経済交流にも予算を盛り込んだところでもあります。ただ、札幌医大の改築や道の本庁舎の耐震改修といった施設建設費、あるいは保健福祉関係費の増加等によって歳入は80億円不足し、8年連続の赤字予算編成となったところでもあります。

ここで、本町に関係する平成26年度の国及び道の事業についての概要を申し上げるべきところではありますが、近年、さまざまな弊害を考慮して国も道も事前公表を控える傾向にあり、公表できないとのことでもありますのでご理解賜りたいと存じます。ただ、道の継続事業であります古平川流下阻害解消工事及び丸山川砂防工事については引き続き実施されるものと思っており、林務関係の事業につきましては後ほど申し上げたいと存じます。

II 予算編成方針について

続きまして、平成26年度予算の編成方針について申し上げます。

本町の平成24年度決算は、小学校屋外環境整備事業などで特定目的基金3,600万円の取り崩しを行いました。また、財政調整基金の取り崩しにつきましては前年度同様に行うことなく、新たに2億3,400万円を積み立てて基金残高を11億7,100万円とし、前年度に比して1億9,800万円の積み増しをすることができました。さらには、実質収支で決算剰余金が1億4,900万円生じたことにより、前年度繰越金として平成25年度歳入に編入したところでもあります。これらについては、収入の大半を占める地方交付税が確保されたことに加え、第2次古平町行財政構造改革プランの実行効果が主な要因であります。平成25年度の普通交付税にあっては、臨時財政対策債を含めた合計金額で1,600万円の増となったものの、実態は本年度限りの地域の元気づくり推進費に伴う基準財政需要額の増と、基準財政収入額の減少によるもので決して楽観できるものではなく、平成26年度の地方交付税の概算

要求においても対前年1.8%減と示されており、今後の情勢によってはさらなる減額も見込まれるのであります。なお、平成24年度決算における財政の健全化を示す四つの指標については、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回ってはいるものの、今後については古平小学校改築事業を含めた大型建設事業の公債費の影響を受けることとなり、各比率が徐々に上昇すると推測されます。また、依然として地方交付税頼みで自主財源の乏しい本町にとっては、国の情勢一つでさらなる悪化も危惧されるところであります。

本町の財政状況については、ここ数年、財政調整基金の取り崩しを行わずに決算を了しておりますが、前段でも述べましたように地方交付税に大きく影響されることから、本質的な財政基盤の脆弱さは解消されたものではなく、今後も財政健全化の維持に努めるべく、「第2次古平町行財政構造改革プラン」を実行するものであります。当該プランの中期財政収支によると平成28年度から財政調整基金の取り崩しが想定され、今後はさらに厳しい財政運営が強いられることから第5次古平町総合計画及び多様化する事務事業の実行を勘案しつつ、限られた歳入で最も効率的で効果的な行政運営ができるよう予算編成に取り組んだところであります。

その結果、平成26年度の一般会計と5特別会計との合計予算額は、39億160万円で対前年度比13.8%減となり、一般会計予算は大型事業の減少によって16.5%減の31億4,700万円と、当初予算では2年前の水準に戻ったものであります。また国保会計では広域連合負担金の増加で2.5%ほど伸びて2億300万円に、後期高齢者医療特別会計はシステム更新の業務委託料が新たに発生し、20.4%増の7,190万円に、簡易水道事業特別会計につきましては、建設改良費等の減少によって12.8%減の1億7,100万円に、また、公共下水道事業特別会計は2.1%減の2億6,200万円に、そして介護保険サービス事業特別会計につきましては人件費の一般会計からの組みかえにより、17.9%伸びて4,670万円となったところであります。なお、一般会計から5特別会計への繰出金の総額は、対前年度比12.8%増の3億1,166万円余りと全会計で増加してただいま申し上げました理由によるほか、公共下水道事業特別会計につきましては、資本費平準化債の発行減少に伴うものであります。

Ⅲ 産業振興施策について

冒頭申し上げましたように、200海里以降衰退の一途をたどってきた漁業にかわる主力産業として、長い間本町の経済を牽引してきた水産加工業が、現在、発覚してまだ日も浅い流動的な中で、軽々に産業振興を論ずる状況にはありませんが、知る限りの情報では大変深刻な事態と受けとめており、余りにも長きにわたるデフレ状況も大きな要因の一つと認識しているところであります。

第2次安倍内閣が発足して1年余り、デフレ脱却・景気回復を掲げながら「アベノミクス」を精力的に推し進め、三本の矢と称するさまざまな政策を展開し今日に至っておりますが、その波及効果はいまだ末端地域にまではほど遠いものがあると同時に、円安が逆効果となって燃油の高騰など住民生活や生産活動に直結するような深刻な影響も出ているのであります。4月からの消費税増税に向けてのカウントダウンが始まり、政府はそれに伴う景気回復の腰折れを防ぐべく次の経済政策を予定しているとはいえ、景気回復が本格化しないままでの消費税増税を目前に控えた2月17日、本町産業人口の約25%を占める基幹産業の源であります古平町水産加工業に対する金融機関からの取引停止を受け、加工協及び加工協傘下の事業所6社は2月22日をもって自己破産、もう一社は3

月で自主廃業し、その他1社については私的再生の道を模索していて動向が不透明な状況と外聞されており、結果として事業継続するのは1社だけとなりそのような状況のもと、本町の経済にとっては昭和52年の200海里規制以来の壊滅的な大打撃をこうむるような事態になりつつあるのであります。長引くデフレ経済にあって、平成13年をピークに下降線をたどってきた販売実績の中で各事業所ともに経営不振に陥り、加工協としてはこのような状況に陥らないために平成24年の初頭から「経営診断」を実施し、一つの方策として金融庁の推奨する「資本性借入金」導入をベースとした中長期の「経営改善計画」を策定しながら取引先金融機関に支援を要請してきておりましたが、金融機関側からは「地域経済活性化支援機構」の支援を仰ぐよう推奨されて当該機構に要請してきたところ、一縷の望みも絶たれて支援を得ることなくこのような結末となった次第であります。まことに皮肉なことではありますが、この悪夢の翌18日には「貸出支援基金制度」を4月から拡充するという報道がされたところであり、何ともむなしさを禁じ得ない心境であります。今後においては当面、解雇された従業員に対する失業手当の申請や就職相談等のための臨時窓口の開設とさまざまな制度を活用しながら雇用の安定を図ることとし、次の段階としては企業の再生を図っていただくためにも、中小企業庁の支援策も活用しながら再チャレンジする方を応援し、伝統ある「たらこ」製造業のともしびを絶やさないように努めてまいりたいと考えております。なお、マリナビジョン事業で計画しております「古平マルシェ」の開催を初め、物産展等に出展して地産地消に取り組むとともに、観光面や食の安全面において関係機関と連携を密にしながら水産加工の振興を図ってまいり所存であります。いずれにしましても、水産加工業の問題は今後の最重要課題として捉え、産業の各分野において今できる最大限の努力をしながらこの歴史的な難局を乗り越え、本町経済をよりよい方向に展開できるよう汗をかいてまいりたいと考えております。

1 漁業の振興について

本町地域における漁獲高は、平成23年（暦年）には数量・金額ともに一たん回復したものの、平成24年にはホッケ・エビなどの不漁によって数量・金額ともに減少し、対前年比それぞれ17%及び4%の減となりましたが、平成25年は数量で3,777トン、金額で12億2,300万円と平成24年とほぼ同様の水揚げ水準となり、主要4魚種ではエビ（206トン・2億3,500万円）、タコ（431トン・2億500万円）、タラ（985トン・1億7,700万円）、ホッケ（966トン・1億5,000万円）となっております。

また、目下、鋭意建設中の古平町水産物流通荷さばき施設は、予定工期を一月程度延長して3月15日までとして工事は順調に推移しており、指定管理者である東しゃこたん漁協は、衛生管理型漁港を目指す第一歩として4月1日の本格稼働に向け、準備を進めているところであります。また、老朽化が進んで衛生管理上好ましくない現在の製氷貯氷施設につきましては、既に報告を申し上げましたように、平成26年度において東しゃこたん漁協が事業主体となって建てかえ建設する計画となっており、町としても漁業振興の上で衛生管理対策の向上が不可欠であるとして建設費用の一部を補助することとし、新年度予算に計上しておりますのでよろしくお願いを申し上げます。なお、国の直轄事業では、漁協前から丸屋根岸壁手前までの210メートルについて岸壁と道路の改良を行う予定となっておりますが、漁港会館手前までの道路につきましても、後年度での改良要望を引き続き行ってまいります。また、町単独で行う従来からの事業につきましては、効果を見きわめながら

基本的には継続してまいりたいと考えております。

2 農業の振興について

政府は、平成26年度を今後10年間で農業・農業所得の倍増を目指す農政改革の実行元年と位置づけ、四つの改革の柱となる農地中間管理機構の創設や米政策の見直しを含む新たな経営所得安定対策、あるいは日本型直接支払制度の創設などを目指しているところであります。しかし、これらの政策においてはTPP交渉をにらみながら規模拡大による競争力強化を急ぐといった考え方がありますが、一方では本町のような零細な農家を淘汰しながら大規模化を促すという理由にしか見えず、急激な農政転換に先行き不安を抱いているところであります。また、新たな経営所得安定対策では、米の直接支払交付金（定額分）について諸外国との生産条件格差から生じる不利もなく構造改革にそぐわない面もあることから、平成26年産米から単価を10アール当たり7,500円に半減した上で、平成29年までの時限措置として実施されることとなっております。ちなみに、平成25年の古平町に対する米の直接支払交付金は、米生産農家全10戸から交付申請があり、その総額は236万5,500円となっており、さらには水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ることを目的とした飼料米等の作付に対する直接支払交付金につきましては、2戸で207万3,998円でありました。また、去る2月25日に閉幕したTPP交渉の閣僚会合は大筋合意に至らなかったあげく、次回日程も未定のままで終わっており、交渉が長期化するとの見方が出ていますのであります。なお、古平農協が去る1月末で解散し、引き継ぎ財産の移転登記も完了したことから今後は町の管理下となりますが、従来どおり農業者の方々にもご協力をいただかなければならないこともありますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

3 林業の振興について

林業関係では、森林環境保全整備事業（町有林下刈り）として今年度も林道チョペタン線内の町有林（人工林）11.6ヘクタールの下刈り整備を計画しており、毎年必要な下刈りを継続して実施してまいります。また植樹祭につきましても例年同様、10月下旬に町営牧場内での開催を予定しております。

次に、林業専用道鼻垂石線整備事業（森林整備加速化・林業再生事業）につきましては平成25年度予算で措置しておりましたところ、復興予算の使途についての疑義から取りやめとなった経緯がありますが、本年度において再度道の予算措置の見通しがついたことから、効率的な森林施業を目指す見地から事業を実施してまいります。また、林道チョペタン線小規模林道整備事業（森林管理道環境工事）につきましては、平成23年度から地域づくり総合交付金を活用しながら7年計画でのり面整備を行っておりますが、平成26年度は平成22年に発生した災害箇所付近でののり面がこのまま放置すると危険となりそうな箇所を整備する予定であり、今後も優先順位をつけながら逐次実施してまいりたいと思っております。なお、道に要望しておりました港町地区幾井宅裏の西の沢川治山事業は、平成25年度に2度入札を行って不調となっておりますが、3月には3度目の入札を予定し、事業期間は5月1日から9月末日とのことであります。

4 商工業の振興について

長引く景気低迷の影響や消費者ニーズの多様化及び日常生活圏の変化や高齢化による地元での消

費購買力の減少、あるいは町外量販店による移動販売の攻勢もあって厳しい経営環境が続いている中、水産加工業界の破綻は購買力の低下にさらなる拍車がかかるものと懸念されるところであります。特に本町の経済は漁業・水産加工業・建設業に大きく依存しており、これら産業の動向次第で購買力が大きく左右されることは周知のとおりであり、多数雇用の事業体である水産加工業者の余りにも多く、それも同時にという異常さははかり知れないものがあるのであります。これらに対する対策につきましては冒頭申し上げましたように急を要するものから順次進めることとし、差し当たっての振興事業として本年度においても消費購買力の流失抑制と地元消費の拡大を目的とし、引き続きプレミアム商品券発行事業への助成を行うとともに、地域産業が衰退する中ではありますが、商工会が中心となって町内経済の活性化を図るべく、会の運営に対する支援を引き続き行ってまいり所存であります。

5 観光の振興について

1月末に報告された道内の昨年第1四半期における観光客の入り込み数は、1,482万人と去年同期と比較して8.7%の増加となっており、景気の持ち直しの動きに伴って観光需要も回復傾向にはありますが、本町の昨年度上期（4～9月）における町外からの観光客の入り込み数につきましては、6万5,177人と前年同期より2.8%の減となっております。

また、パークゴルフ場は春先の雪解けのおくれによるオープンおくれもありましたが、近隣のそれと同様に利用者が激減しており、温泉につきましても新築オープン時の勢いも衰えて現在は横ばいで推移しており、減少傾向となる冬期間の集客増を図る必要があります。さらには3年目となる「しおかぜ夏まつり」につきましても抜本的な創意工夫が必要であり、町内関連観光3施設の連携をなお密にして集客に努めてまいりたいと考えております。なお、家族旅行村の老朽化の問題であります。予算の制約もあって一度に整備はできないまでも年次計画を立てながら整備を進め、よりよい環境のもとでサービスの向上を図り、ロケーションのよさをアピールしながらリピーターの増加に努めてまいります。

次に漁協祭についてであります。来場者の意見を拝聴しながらよりよいイベントを目指すべく、現在建設中の水産物流通荷さばき施設、あるいは平成26年度において建設予定の製氷・貯氷施設の施設見学などを取り入れ、すぐれた「衛生管理施設」によって水揚げされる水産物の「安全・安心」をアピールして来場者の増加を図るとともに、あわせて魚価の向上安定を図ってまいりたいと考えております。

IV 生活環境施策について

冒頭にも申し上げましたように、2月の日本列島全体を襲った大雪は記録的なものとなって人々の生活を直撃し、昨年の北海道東部の事故と同様多くの犠牲者を出す羽目となり、気象庁はよりの確な情報を収集しながら予報の精度を高めるため、先般新たな降水観測用の気象衛星を打ち上げたところであり、観天望気にもすぐれた民間人を指定しながら情報の収集に努めるとしてあります。そのような列島状況の中で本町もまた例外ではなく、昨年12月の雪の少なさにほっとしたのもつかの間、年末から断続的に大雪が続いて1月末の除雪経費がくしくも昨年同期と同程度で推移していることから、今回前年度並みの補正をお願いするべく計上しておりますのでよろしく願いいたし

ます。先般、2月末の春のような陽気のおかげで積雪深も大分下がりましたが、ちなみに2月末時点での降雪累計は前年度より158センチも多い963センチに対し、積雪深は逆に31センチ少ない155センチとなっております。

まず道路環境の整備についてであります。今年度道路ストック総点検事業として主要道路の路面及び街路灯の損傷・劣化状況の調査のほか、高齢者複合施設道路のアクセスについて現道の改良や新道の整備に係る調査事業を行うこととしており、除雪機械の更新事業としてはロータリー除雪車1台とシャッターつきマルチプラウ1基の購入を予定し、継続事業としては13ないし40ワット型防犯灯40基をLEDタイプに交換してまいる予定であります。

次に河川関係であります。丸山川護岸改修事業として右岸14.5メートル、左岸18メートル区間の改修を行うほか、継続事業としては沢江水路の護岸整備を両岸16メートル実施する予定であります。また、公園関係ではあけぼの公園遊具の滑り台1基について取りかえ工事を行います。

次に住宅関係であります。平成25年度から平成27年度までの期間限定の継続事業で、住民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を目的とする住宅リフォーム支援補助の事業につきましては、今年度から所得制限を緩和することとし、町民税課税標準額の上限を200万円から300万円に引き上げることとしたところであります。また、平成26年度限りの事業として本町の下水道供用区域内に民間賃貸共同住宅を建設する法人または個人に対し、1DKで戸当たり80万円、2DKで戸当たり120万円を補助する制度を創設し、定住促進共同住宅建設補助事業として600万円を予算化したところであります。さらには、清川団地建てかえ事業として2棟8戸分の建設に係る基本及び実施設計費を計上し、栄団地5棟21戸については住戸改善事業として内窓取りかえ工事を、また清丘団地の空き家3棟6戸につきましては解体工事を予定しております。なお、歌棄団地3棟12戸につきましては耐用年数を超えて老朽化しているため、平成26年3月をもって用途廃止し、用途廃止後の建物の処分については解体せず、当該住宅の敷地所有者である古平福祉会に無償譲渡し、活用していただくことで協議を進めているところであります。

次に、簡易水道事業の配水管布設がえ工事につきましては、御崎地区と新地地区の老朽配水管L=350メートルの更新工事と、水道メーター60個の更新を予定しており、いずれも継続事業であります。また、平成26年4月からの消費税増税に係る上下水道料金の見直しについては、平成27年10月からの再増税時の状況を見て対応することとしているところであります。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。去る2月7日に広域連合議会の第1回定例会が開催され、平成25年4月から12月までの9カ月間のごみ焼却施設の運転状況について報告があり、受け入れごみ量は3万3,411トンでおおむね前年並みとのことでありました。このうち本町の状況につきましては、前年同期と比較して若干減少しているものの6市町村に占める搬入量の構成比は1.92%と前年と変わらない比率となっております。また、資源物につきましては平成25年度から缶の処理を小樽市桃内のリサイクルプラザで行い、瓶類及び紙類は従来どおり余市町の北後志リサイクルセンターで行っており、瓶類につきましては昨年10月から安全装備の拡充とタイヤショベルを使用して貯留ヤードへ投入することとされ、今まで以上に選別作業員の安全確保と作業効率の向上が図られており、新年度もこの体制を続けていくこととしております。

V 保健福祉施策について

国は消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担の影響に配慮する暫定的な措置として、簡素な給付措置を実施するための補正予算3,000億円を平成25年度予算に計上しており、基準日を平成26年1月1日として町民税非課税者には1人当たり1万円を、老齢基礎年金あるいは児童扶養手当受給者等には、それに5,000円を加算する「臨時福祉給付金」を支給することとしております。さらに、この給付金の対象とならない町民税課税世帯のうち、児童手当受給者に対しては「子育て世帯臨時特例給付金」として対象児童1人当たり1万円を給付するべく、これも補正予算で1,473億円を計上しております。本町においても、この給付金の準備作業を進めておりますが、実際の申請受付等の業務は平成26年度の町民税が確定する6月以降となり、この給付金に係る予算につきましては予算編成の日程上から計上しておりませんが、新年度早々に補正予算を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 行政報告の途中でありますけれども、ここで11時10分まで休憩させていただきます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き町政執行方針を続けます。

○町長（本間順司君） それでは、執行方針を続けたいと思います。

1 保健予防対策の推進

本町住民が安心して健康的な日常生活を送るため、妊婦健診や乳幼児健診を初め住民セット健診、あるいは壮年期における特定健診などの各種健診事業及びBCGやインフルエンザなどの各種予防接種事業の実施につきましては、これまで同様に進めてまいります。一方、新たな事業としては、昨年10月に予防接種法上の定期接種化した高齢者肺炎球菌ワクチンについて、国の対象者基準を拡充して実施することとし、また、WHOの推奨や先進各国での実施状況などから予防効果が期待されるロタウイルスワクチンについては、町単独事業として実施することとしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

2 地域医療の確保対策

現在、町民に欠かすことのできない地域医療を担っている小樽掖済会病院附属古平診療所の現状につきまして、昨年12月に議員皆様へそれまでの状況の説明報告を申し上げ、昨年の第4回定例議会にて診療所に対する支援額の増額を承認していただいたところであり、本年度においても継続して赤字相当額分の支援額を予算計上しているところであります。また、平成28年3月以降の地域医療体制の確立については、現在、国で検討を進めている地域包括ケアでの複数機能を担う有床診療所の評価充実を注視しながら、当町に必要な医療体制を検討してまいり所存でありますのでご理解を賜りたいと存じます。

3 障害者福祉の推進

平成24年6月に成立した障害者総合支援法は、その障害福祉サービスのあり方についての制度改革検討の成熟度に合わせ、平成22年4月の低所得者の利用料無償化から始まり、平成23年10月のグループホーム・ケアホーム家賃の助成、平成24年4月の相談支援の充実、平成25年4月の難病患者等の障害福祉サービス適用など段階的に改革されてきている状況にあり、本年4月1日には障害の「程度」であらわしていた区分から「支援」の度合いを総合的に示す区分とし、名称が「障害程度区分」から「障害支援区分」に改められることとなり、平成18年5月から北後志5町村が共同で設置していた北後志地区障害程度区分認定審査会の名称を変更するため、共同設置規約の変更に係る議会の承認を求めべく提案しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、グループホーム・ケアホームの一体化の推進や相談支援の充実に伴う計画相談の推進により、障害福祉費の予算が伸びておりますので事情ご理解賜りたいと存じます。

4 国民健康保険について

後志広域連合に移行して6年目を迎える国民健康保険事業の平成25年度会計の状況につきましては、国保会計の補正予算上程の際にご説明申し上げますが、前年度の黒字決算から一転して3,400万円ほどの財源不足となり、一般会計からの財政支援繰り入れによって対処することとしております。これは、歳入における税収の減少と歳出での後志広域連合負担金の増額によるものであり、広域連合予算においては国庫支出金と前年度繰越金の減少がその要因となっているのであります。また、本町の医療費は従来から増加傾向にありましたが、平成22年度のピーク以降減少傾向に転じたものの平成25年度は再び若干の増加を示していることから、新年度においても引き続き医療費の適正化や適切な保健事業の推進及び国保税収納対策の強化など、安全かつ持続可能な医療保険体制の確立に努めてまいる所存であります。なお、新年度の予算編成に当たっては一般会計から3,600万円の財政支援繰入金を計上しておりますので、上程の際にはご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、広域連合事務局の電算システムと連携しながら給付や被保険者資格管理、保険料の賦課徴収などを行う本町のシステムも、平成20年の制度創設以来順調に稼働しておりましたが、基本ソフトのメーカーサポートの終了によってシステム全体を更新する必要が生じたことから、後期高齢者医療事務を円滑に進めるための所要の措置をとることとしておりますのでよろしくお願いをいたします。

5 児童福祉について

平成24年8月に公布された「子ども子育て支援法」につきましては、現在、部分的に施行しながら平成27年4月の本格施行を想定して準備が進められておりますが、この法律は消費税の引き上げによる恒久財源の確保を前提に幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に推進することを目的としており、本町においても昨年度は就学前児童と小学校低学年児童の保護者を対象にニーズ調査を実施したところであります。今年度はこの調査結果を参考にしながら、教育・保育の量及び子供子育て支援事業の量の見込み、あるいは提供体制などを盛り込んだ「子ども子育て支援計画」の策定を進めてまいります。

次に、「認定こども園ふるびら幼児センターみらい」についてであります。近年3歳未満児の

入園希望や一時預かり保育の利用者が増加していることから、これまで以上にスタッフを充実させながら保育ニーズの多様化に添えていくと同時に、保護者が安心して児童を通園させることができる保育環境の維持にも努めてまいります。また、子育て支援の拠点施設として、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援等の事業を行う「古平町子育て支援センター」につきましても、誰もが気軽に来園できる雰囲気づくりはもとより、事業内容のPRなど対象者の関心を高めながら利用の拡大を図ってまいります。なお、これら幼児センター並びに支援センターの事業につきましても、先ほど申し上げましたニーズ調査を踏まえながら子育てをめぐる課題を解決すべく、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

VI まちづくり・人づくりについて

第5次古平町総合計画策定から足かけはや4年目に入りますが、これまでも進むべき方向性を念頭に置きながら個々具体の計画を、大型事業にあっては庁舎内外あるいは町内外の関係者間で協議を行い、一般の事務事業にあっては事業評価制度を活用しながら適切に見直しを行うなど、常に第2次行財政構造改革プランを基本に健全財政を維持すべく、予算編成を行ってきたところであります。そのような中であって、昨年度は幸運にも国の大型補正予算による「地域の元気臨時交付金」の対象事業に大型3事業のうちの2事業と少し規模の小さい事業が選ばれ、先般ご報告申し上げました中期財政見通しの数字が多少改善されたところであります。しかし今、過去の事業を教訓にした災害や老朽化対策として、公共施設等の長寿命化計画の策定が必須となっており、施設の維持改善を図る自治体にとっての今後の財政需要は膨大なものが予想されており、さらなるコミュニケーションを重ね、しっかりとしたまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

また、昨年改修した町のホームページにつきましても、町内外多くの方々へアクセスをいただいております。情報時代にふさわしい新鮮なデータを逐次更新してまいりたいと考えており、まちづくりに対するご意見もお寄せいただければと思っております。

また、人づくりについてであります。本町では依然サークル活動などが停滞ぎみで、なかなか人材の掘り起こしにもつながっていないのが実情であり、リーダー格の出現が強く望まれているところであります。今般、町の社会福祉協議会においてもボランティアサークルの立ち上げを進めており、その中での切磋琢磨も人づくりにつながるもので期待をしているところであります。また、先般も昨年同様、小学校6年生による「こども未来会議」が開催されて災害に関するプレゼンがあったところであり、子供の発想を大切にしながら未来の人づくりにも取り組んでまいり、教育委員会との連携を図ってまいります。

VII 当面する諸課題について

懸案でありました防災無線（同報系）整備事業が去る1月31日に完了し、2月3日からは設備の稼働点検を兼ねての朝昼晩の時報を初め、月・水・金曜日の週3日の午後6時からは「役場からのお知らせ放送」を実施しているところでありますが、この事業は既にご承知のとおり、平成22年7月29日に本町を襲った50年に1度という豪雨災害、そして翌年の3月11日に発生した東日本大震災に伴う悲惨な津波災害を教訓として町民から特に強い要望があった事業であり、整備に当たっては「社会資本整備交付金」とアベノミクスに伴う補正予算の「地域の元気臨時交付金」をあわせてい

ただくことが可能となり、交付金の合計は総事業費の約9割を占め、まさに時宜を得た絶好の機会であったと思っております。また、各戸に戸別受信機を設置するとともに、漁業従事者や農作業中の方々にも広報周知の徹底が図られるよう、沖町、廻り渚、群来町を含む古平町市街地全域をカバーする屋外拡声塔（27基）を設置しており、これによって災害時における住民避難の初動体制が整ったこととなり、地域住民の安心・安全に大きく寄与するものと考えております。なお、今年度予定している第3回住民避難訓練につきましては、防災無線を活用しての初めての避難訓練となることから、訓練参加者からのアンケート調査等による防災無線の効果や問題点の検証を行うこととしております。

次に、以前からご指摘のありました戸籍・住民・税等の行政情報管理の多元化対策であります。東日本大震災での津波被害によって多くの自治体がこれらの情報ばかりか貴重な人材までも失い、災害復旧活動はもとよりその後の行政活動に大きな支障を及ぼしたことから、国は各自治体に対して災害等に備えた事業継続計画（BCP）の策定を求めているところであります。本町では平成24年に市街地の大部分が光ファイバー化されたことで行政情報の町外退避環境が整い、平成21年度に導入した総合行政システム機器の更新時期を迎えたこともあり、費用対効果を含めて先進自治体の導入状況を検討した結果、平成27年度から札幌市周辺の情報センターに電算機器も行政情報も退避させる方針を固めたところであり、今年度予算に債務負担行為として事業予算を計上し、さらには職員が使用している事務用パソコンの大部分が、来る4月9日にサポートが終了するウィンドウズXPの機種でウイルス感染による住民個人情報の流失も懸念されることから、当該パソコンの入れかえにつきましても今年度予算に債務負担行為として計上したところであり、多額の費用を要しますが事情ご理解の上、よろしくお願いを申し上げます。

次に、今年度は国土交通省の社会資本整備総合交付金制度を活用して作成した「古平町市街地地区都市再生整備事業計画」（平成23年度から26年度までの4年間）の最終年度であることから、この計画に基づいて整備した西部地区（温泉）交流広場及び東部地区（小学校）交流広場、さらには防災無線等の施設整備に関し、計画に掲げた「①災害時に備えた安心・安全なまちづくり②地域住民及び観光客等との相互交流の空間創出を目指す。」という目標の事後評価を行わなければならない年度であり、企画費において住民アンケート等の予算を計上したところであり、アンケートの結果につきましては議会にもお知らせする予定としております。

次に、戸籍の電算化であります。平成6年の戸籍法の一部改正によって全国的に進められてきているところであり、道内においても未着手の自治体は数町村で、当管内では本町を含めて2町だけを残すのみとなっているのであります。本町においては、古い戸籍の摩耗や破損が見られることや戸籍の記載に使用しているタイプライターが既に製造・メンテナンスともに終了しており、使用不能となった場合の対応が困難なことから、電算化を進めることとしたところであり、移行作業については戸籍の専門知識を要することと膨大な事務量を有することから、法務省の許容を受けたシステムを有する事業者へ委託して行い、平成27年3月の稼働を目指しております。これが完了することにより、戸籍記載事務の軽減による証明書発行時間の短縮が図られるほか、データのバックアップが可能となって滅失のおそれを最小限に抑えることができ、また、現状では戸籍副本は

札幌法務局小樽支局へ紙製のものを送付しておりますが、電算化後は法務省が西日本地区に設置するサーバーに伝送することとなり、大規模災害時における戸籍の保全にも寄与することとなるものであります。

VIII おわりに

以上、平成26年度の町政執行方針を、主要な施策の概要と一部行政報告もあわせ申し上げたところでありますが、何と申しましてこのたびの水産加工業界の件は大変ショッキングであり、「なぜ今なのか!」、「なぜこうなったのか!」と自問自答しているありさまであります。まだ詳細は流動的でうわさだけに翻弄されている状況であります。町民の保護のためにも町として今やらなければならないことはきちっと進めてまいり所存であります。

これまで申し上げてまいりましたように、今我が国経済の風は首都圏を中心に見ればいい風が吹いているように見えますが、風の及ばない末端地域では旧態依然として低迷状態のままであり、しきりに景気の好循環を訴え続けているものの思うに任せず、気をもんでいる安倍政権がむなしく見えるのであります。また、集団的自衛権をめぐるの憲法解釈の問題や大きくは憲法の改正問題もクローズアップしてきており、そんな内憂めいたものを抱えながらの安倍政権の外交面は、日中、日韓関係が一向に改善の兆しが見られない中で、先般の対北朝鮮との赤十字会談で少し明かりが見えてきたようであります。しかし、またぞろロシアが軍事介入したウクライナ問題は、新たな冷戦構造の様子もはらんでいることから、我が国としても対アメリカ、対ロシアとの関係において大変難しい局面に立たされており、予断を許さない状況にあってまさに外患であります。

間もなく東日本大震災から丸3年を迎えようとしておりますが、被災地の方々の6割が復興おくれと感じているとのことであり、国も本腰を入れていただきたいと思うばかりであります。

本町においても今回の破綻対策はもちろんのこと、国の経済対策や防災対策、あるいは産業や福祉対策に呼応しながらそれぞれに思いを強くし、住民の安全・安心と幸せを最優先としながら今後の行政を進めてまいりたいと考えております。今までも町民皆様方のご協力をいただきながら財政の健全化を進めた結果、ごく短い期間であれだけの大型事業が実施できたものであり、このたびの大きな出来事を深く受けとめながら今後の事業展開も考えていかなければなりませんので、議員各位並びに町民皆様のさらなるご理解とご支援をお願い申し上げ、平成26年度の町政執行方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 以上で町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針について。

○教育長（成田昭彦君） 平成26年度教育行政執行方針を申し述べさせていただきます。

平成26年第1回定例会の開催に当たり、所管する教育行政の主要な執行方針について申し上げます。

平成25年度の業務の推進に当たっては、町議会並びに町理事者の教育に対する深いご理解のもと、古平小学校の落成に続き校舎に隣接した新グラウンドも完成し、子供たちは恵まれた環境の中で毎日の学校生活を送っております。

平成26年度の新学期は、小学校、普通学級6、特別支援学級2、ことばの教室1、児童数95名、中学校、普通学級3、生徒数61名でスタートを迎え、新たな気持ちで保護者や地域の信頼に応えられる教育活動を推進していかなければなりません。

今日、教育界を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、情報化等の社会経済の変化を背景とした人間関係や地縁的なつながりが希薄になり、地域の教育力の低下や家庭教育の低下が叫ばれております。また、学校教育においても、学力の向上を初め、いじめや不登校、親による幼児虐待、さらには、2011年の大津市での中2男子のいじめ自殺問題等々が契機となり、これらの問題をきっかけに文部科学省の諮問機関である中央教育審議会教育制度分科会において、教育委員会改革を議論し、昨年12月教育行政の最終責任者を首長に改める答申を了承し、文部科学省は教育委員会の役割を見直す地方教育行政法改正案を今春にも国会に提出し抜本的に変更される見通しとなりました。

そういった状況の中にあっても、本町の教育委員会としては、今までどおり、教育行政の公正・中立が保たれた活動を推進していかなければなりません。

そのためには、常に危機管理意識を持って、学校、家庭、地域の意見を真摯に受けとめ、事務局との意思疎通を図り、必要な情報の収集を積極的に進め、情報を共有しながら教育委員会としての意思決定を速やかに行い、諸問題の早期発見・早期解決に努めていかなければなりません。

本町では、「すべては子どもたちのために」を小・中共通の基盤として捉え、子供たちの健全育成に取り組んでおり、学校教育と社会教育のさらなる連携を図り、教育力の向上を推進していかなければなりません。

また、町民一人一人が心豊かでたくましく、生涯を通じた学習活動を推進するために、第3次古平町社会教育中期計画の「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進」を基本方針に各施策を推進しておりますが、本年度においても第5次古平町総合計画における社会教育の領域を踏まえ、社会教育関係団体の意見を拝聴し、町民の学習ニーズを把握しながら見直しを図り、町民が自主的かつ積極的に学習活動が行えるよう、生涯学習推進体制の整備充実を図りながら、学習に対する支援に取り組んでまいります。

所管する「学校教育」、「生涯学習」、「生涯スポーツ」それぞれの具体的な施策について申し上げます。

「学校教育の推進」についてでございます。

学校教育においては、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、みずから学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけさせ、他を思いやる心や協調性を育てあらゆる基盤である健やかな体をつくり「知・徳・体」バランスよく子供を育み、保護者や地域から信頼される学校教育の充実を図る教育を推進していかなければなりません。

小中学校の9年間を見通して子供たちを育てようという考えから小・中両校の教職員が連携して活動を始めた「古平町小中連携プロジェクト」も結成されて3年経過し、昨年度から教職員の研究組織である「古平町教育研究会・小中連携部会」として新たな形でスタートし、「授業研究部会」、「児童生徒理解部会」、「家庭・地域との連携部会」に分かれてさまざまな活動が行われており、小学校では習熟度別学習や中学校教員による乗り入れ授業を取り入れ、去る2月21日には管内の教

職員を初め、管外からも多数の関係者の参加をいただき、研究発表大会を開催したところであり、本年度においても学校経営方針に基づき引き続き連携を強化し、学校、地域、家庭が一体となって児童生徒にとって「学びたい・登校したい」保護者にとって「学ばせたい・登校させたい」教師にとって「やりがいのある」学校づくりを目指した教育活動を推進していけるような環境づくりに努めてまいります。

具体的な取り組みについて申し上げます。

1点目は「確かな学力」を育む教育の推進であります。

学校教育の役割は、子供たち一人一人が将来においてその可能性を開花させ、みずからの人生を幸福に過ごすことができるよう、社会で自立していくために必要となる、いわゆる学習指導要領に沿った「生きる力」を育む指導が求められています。そのための学習内容習得には何よりも「読むこと・書くこと・計算ができること」などの基礎的、基本的な習慣、力を身につけさせることが重要であり、引き続き小中9年間を見通して子供たちを育てようと活動している、小中連携プロジェクトを支援するとともに、昨年度まで加配措置いただいた、小中の巡回指導教員の3年間の期限が終了し、教職員1名減となることから、複数の教職員で授業を行えるような体制づくりや特別支援教育支援員の活用方法を工夫するなど、本年度においても引き続き、子供たちの理解や習熟の程度に応じてきめ細かく指導する習熟度別学習や小学校と中学校の違いについていけない、いわゆる「中1ギャップ」をなくすことを目的に行っている、乗り入れ授業を積極的に取り入れてまいります。

また、これらの活動内容を地域の皆様にご理解いただき、小中の教職員や保護者、さらには地域の皆様と連携して、夢や希望を持った子供たちを育てていきたいという考えから全町に配布している、小中連携通信「夢のかけ橋」についても継続して発行してまいります。

学力向上のためには、授業の改善と家庭学習を含めた望ましい生活習慣の構築を両輪として捉え、学校と家庭が一体となって取り組んでいかなければならないことから、小学校では引き続き、生活リズムチェックシートを作成し、家庭での学習、読書の習慣化や生活習慣の確立を推進していかなければなりません。過去の生活状況調査結果を分析しても、子供たちの平日にテレビを見る時間やゲームに費やす時間は全国・全道と比較しても大きく上回っております。このような状況から、家庭学習の時間の目安となっている、最低限「学年×10分」の習慣化を図っていかなければなりません。

また、小中それぞれで実施している放課後や長期休業期間中の補習授業についても教職員の協力を得ながら継続して行ってまいります。文部科学省で実施の「全国学力・学習状況調査」は、本年度4月22日に全国一斉に行われる予定であり、古平町においても、調査の目的に基づき、児童生徒の学力・学習状況を把握して、学校における学習指導改善を図るため、2月に開催された教育委員会において実施方針を決定したところでございます。

2点目は「豊かな人間性」を育む教育の推進であります。

子供たちの豊かな人間性を育むには、規範意識、高い道德性の育成を図ることが重要であり、学校において道德教育の充実を努めなければなりません。善悪を判断する心や正義感を重んじる心、自他の生命を大切に、他人を思いやる心など豊かな心の教育の充実を推進するため、学校全体で

道徳的実践力を高められるよう努めてまいります。

学校教育での読書活動は、児童生徒の知識や思考力、さらには表現力を高め、創造力豊かなものにし、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、小学校低学年を対象にボランティアによる読み聞かせや小中での朝読書の時間を取り入れるなど読書に親しむ時間を設け、朝読、家読運動を積極的に推進し、児童生徒の豊かな感性を醸成するとともに、高い道徳性を育ててまいります。

子供たちが、「ふるさと古平」への愛着を深め、誇りを持ち、「ふるさと」を大切に作る人間に成長することを目的に、学習指導要領の改訂に伴い作成した社会科副読本「古平の町」を活用した郷土学習を学校が主体的に取り入れるなど、特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

子供たちが、これからの社会を生きるためには、知・徳・体の全てがバランスよく育まれることが重要であり、たくましく生きるための健やかな身体が、「生きる力」を形成する上での基礎となります。

学校においては、健やかな体を育む教育が求められることから、体育の授業や行事において、積極的に体を動かす機会を取り入れ、「走る」「跳ぶ」「投げる」という基本的な体力や運動能力を身につけさせ運動に親しんでいくことができるよう、学校全体で体力の向上に努めてまいります。

過去に行われた全国体力・運動能力、運動調査の結果を分析しても走力・持久力が劣っている状況が続いており、校舎に隣接された環境の整ったグラウンドを活用し、中休みや昼休みの屋外での遊びを奨励してまいります。また、昨年度より行っている「全校マラソン大会」を継続して開催するなど、学校との連携を図りながら体力向上のための取り組みをより一層充実させてまいります。

子供たちが、健康な生活を送るためには、食に関する自己管理能力を持たなければなりません。偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れは、心身ともに成長発達の途上にある子供たちが肥満、瘦身傾向につながっていくことから、引き続き各学年において、栄養教諭による食育に関する授業を取り入れ、栄養バランスのとれた食事を1日3回きちんと規則正しい食習慣を身につけさせ基本となる健康生活が送れるよう指導してまいります。

地場産物を取り入れた学校給食は、地元の産業に対する関心を深め、郷土を愛する心を育むなどの教育効果が期待されることから、積極的な活用を図り、定期的に給食だよりを発行するなど、学校、家庭、地域が連携した食育の取り組みを充実させてまいります。

3点目は「開かれた学校づくり」を育む教育の推進であります。

学校教育の充実には、教職員一人一人の特性や持ち味を生かし、経営参画意識を持った学校・学級経営に努めなければなりません。

また、少子化や核家族化の増加により、地縁的なつながりが希薄になり、家庭教育の充実が求められていることから、校長は教職員はもちろん、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、学校、家庭、地域が連携した教育活動を展開していけるような環境づくりに努めなければなりません。

そのためには、教育に関する理解及び識見を有する学校評議員、教職員や保護者から、それぞれの学校の教育活動や学校運営についての意見を拝聴し、それに基づき学校評価を行い、学校運営の

改善を図り、必要な措置を講じながら教育水準の向上に努め、教育行政と学校現場が共通理解に立った教育活動を推進していかなければなりません。

いじめや不登校については、小中学校ともに緊急の対策が必要な事例はないものの、年々、子供たちの心の問題は複雑化してきており、教職員はもちろんのこと、関係者がネットワークを組み、子供たちの行動を迅速に察知し、未然防止や早期対応、早期解決に努めなければなりません。学校では教職員一人一人が、本年度から使用される、道徳の副教材「わたしたちの道徳」を活用し、いじめ問題を考えさせ、いじめは人間として絶対に許されない行為であることや生命を大切にし、人を思いやる心や規範意識の醸成など、豊かな道徳教育の充実に努めてまいります。さらに、教育委員会として学校や保護者からいじめの報告があった場合は実情の把握を迅速に行い、保護者への対応を適切に行ってまいります。また、不登校問題の背景には家庭、学校それぞれの要因が絡み合っただけで起こる事例が多く、日ごろから不登校にさせないように、学校だけではなく、不登校児童相談員と教職員の情報交換を密に行い、学校、家庭、教育委員会が一体となって取り組むと同時に児童福祉関係機関などとも連携し適切に対応してまいります。

普通学級に在籍し、学習面や行動面で困難性があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の総合的特別支援教育を行うことを目的に、小中学校に支援員を配置しておりますが、本年度は、加配措置を受けている巡回指導教員1名及び特別支援教員1名が減となることから、小学校2名の支援員の年間授業時間数をふやし、特別支援教育の推進体制や学校の支援づくりを行ってまいります。

子供たちの安全対策につきましては、安全に関する基礎的・基本的な知識や危険予測・危険回避能力を身につけさせるための教育が必要であります。学校安全計画に基づき生活安全・交通安全・災害安全のあらゆる面から徹底した指導を行い、家庭・地域社会との連携を深め、子供の安全を守るため、学校安全委員会を開催するなど組織活動の強化に努めてまいります。

特に生活安全面では、先般、札幌市において小学校3年生の女子児童が監禁されるという事件が起り、小樽・後志管内においても不審者に係る情報提供が年々ふえてきていることから、本町においても、校内及び地域における誘拐・変質者・不法侵入・暴力等の犯罪防止対策や緊急通報体制を強化して、子供自身が犯罪に巻き込まれない意識を持たせるなど、子供たちへの注意喚起を強化し、防犯ベルの所持や近所の家に飛び込む指導等を徹底するとともに、校外生活指導連絡協議会を通しての連絡網を活用し、情報の共有を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、冬期間の通学路の確保については道幅が狭く、住宅からの落雪危険箇所が見受けられることから、危険箇所の周知と安全確保の取り組みに努めてまいります。また、小学校での通学や下校後の自転車利用時には、毎年、古平町交通安全協会から寄贈いただいている自転車用ヘルメット着用の徹底を図ってまいります。

災害対策につきましては、全教職員が危機管理意識を持ち、危機を予測し、未然の防止に努めるよう防災・防火計画に基づき適切な行動、処置、対応ができるよう日ごろから対処の仕方を明確にするとともに定期的に避難訓練を実施してまいります。

4点目は「教職員の資質能力の向上」の推進であります。

学校は子供が中心であり、一人一人の子供たちが生き生きと成就感を味わわせる学習環境づくり

に努め、学習指導要領の趣旨に沿って「生きる力」を育むことを基本とする学校教育の実現を展開していかなければなりません。そのため、教職員一人一人が特性や持ち味を生かし、経営参画意識を持った学校・学級経営が求められることから、常に教員としての専門性を高め、確かな教育活動を遂行できるよう研修に努め、資質・能力の向上と意識改革を図っていくことが大切です。校長の強いリーダーシップのもと、後志教育局指導主事の授業訪問を率先して行い、専門的な識見を高めるための充実した校内研修や各研修機関が開催する講座等への積極的な受講を奨励し、授業改善・指導力の改善に生かす指導方法の研究に努め、教職員が、子供たちがわかる授業の実践に集中して取り組めるような職場環境づくりを推進してまいります。

子供たちの学力の向上を図るには、小中連携して取り組んだほうが成果が上がるのではないかと、いう考えから立ち上げたジョイントプロジェクトの活動から見られる結果は、数字として顕著にあらわれてきており、教職員の取り組みにも励みになってきております。

今後とも継続して取り組んでいけるよう、母体となっている古平町教育研究協議会の活動をより以上に支援し、学校と連携する団体の運営に積極的にかかわり活動の充実に努めてまいります。

教師の体罰は、それを受けた者のみならず、その場面に居合わせた子供たちにも深く傷つけることを見逃してはなりません。

幸い、1月に実施した保護者、子供たちからの体罰実態調査からは本町の教職員にはそのような事実は認められませんでした。教職員の体罰は法によりかたく禁じられており、あってはならないことでもあります。今後も起きないという保証はなく、教職員研修での徹底、そして何にも増して教職員自身の自覚と自己規制の心がけが基本であることを教職員一人一人が自覚するよう指導してまいります。

次に、「生涯学習・スポーツの推進」についてでございます。

今日の日本における社会情勢は、本格的な少子高齢化や核家族化の増加により、地域の教育力の低下や家庭教育の低下が指摘されております。かつては、三世代同居型の家庭が多く、親以外にも多くの大人が子供と接し、近所づき合いを通して家庭教育を担っておりましたが、最近では地域社会の人間関係の希薄化や人々の孤立化が問題となってきており、最近の子供たちは集団生活や人間関係を苦手とし、インターネットや携帯電話等による情報の中での生活に変わってきておりますが、何と申しまして、基本的な生活習慣を学ぶ場所は家庭であり、一人一人の子供が社会に出て自立して生きていくために最低限必要な「生きる力」を身につけさせるには、学校教育と社会教育が車の両輪となって地域で子供を守り育てるといった環境づくりに力を注いでいかなければなりません。

そのためには、昨年度から新たにスタートした、本町の社会教育活動の指針となる、第3次古平町社会教育中期計画に基づき、昨年度の反省を踏まえながら、古平町社会教育推進の「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進」を基本方針とし、町民の学習活動を奨励し、町民の皆様が楽しみながらさまざまな生涯学習活動に取り組めるよう、社会教育行政のみならず、関係行政部局、小・中学校、関係団体、企業等が連携・協同し、生涯学習・スポーツの推進に取り組んでいかなければなりません。

具体的な取り組みについて申し上げます。

生涯学習の推進体制の整備を図るには、生涯学習推進協議会との連携が不可欠であり、昨年度からの反省として、生涯学習ボランティア事業や学校支援地域本部事業の学習情報や周知方法の充実を図る必要があり、広報及びホームページを活用し発信するなど、より以上に町民が自主的かつ積極的に活動を行えるよう、関連団体と連携を深め、学習成果の活用促進につなげていかなければなりません。

家庭教育は、子供が基本的な生活習慣・能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につけさせる上から重要な役割を担っています。家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、家庭教育への支援が一層求められていることから、地域全体で子供を守り育てる機運を醸成しながら、家庭及び地域社会での教育力を向上させる取り組みが必要であり、昨年度に引き続き学習機会の提供に努め、家庭教育講座の開催と、「早寝早起き朝ごはん」運動の普及、啓発を含め、集団生活を通して子供たちに望ましい生活習慣を身につけさせ、町ぐるみで子供を守り育てることを目的に行っている「ふるびら通学合宿」についても内容を検討しながら継続してまいります。

また、新規事業として、ネットワークづくり体制を促進することを目的に、子育てサポーターの養成に取り組んでまいります。

子供の成長過程において、大人が積極的に読書に親しむ姿を見せることは、子供の読書への興味や意欲を促すきっかけになります。家庭において、子供の発達に応じて読み聞かせをしたり、一緒に読書をする時間を設けるなど日常生活に位置づけていく必要があります。幼いころから本に親しむ機会を与えるよう、親子での読書活動やボランティアによる読み聞かせの充実を推進し、子供の読書活動の場が家庭から地域へと広がっていくよう、文化会館図書室の蔵書状況や新刊図書の紹介等の情報を町広報を通じて周知し、町民がいつでも気軽に足を運べる開かれた図書室づくりと読書活動の推進に取り組んでまいります。

家庭学習の習慣がない子供たちが多くことから、集中できる学習環境を提供して、学ぶ意欲を伸ばすことを目的に行っている「放課後ふるびら塾」や「夏・冬休み子どもレベルアップ大作戦」への参加者は年々増加傾向にあり、引き続き継続し、基礎・基本の定着を社会教育の立場から、学校、家庭を支援し、家庭学習の習慣化を図ってまいります。

青少年教育では、みずから考え心身ともに健全で社会に貢献できる青少年の育成を図ることを推進目標に、青少年期を大人への準備期間として位置づけ、人格の基礎を築き将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期とともに、みずからの人生をどう設計していくか考える必要があることから、社会性を身につける学習機会の場を提供し、次代を担う青少年が社会の形成に参画する意欲を持つことは重要なことであり、青少年に対して特別な配慮と支援を行い、その健全な成長を期する責務があります。

少年教育では、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的マナーを育てる必要があります。そのためには体験活動を中心に、社会に出ていわゆる「生きていくための力」を育む事業展開が必要であり、引き続き「少年少女わんぱく王国」での体験活動やジュニアリーダー養成への派遣活動を積極的に推進してまいります。

青年教育については、過疎化に伴い青年層の減少や情報化など環境の変化や価値観の多様化に伴い、個人の趣味などを中心に活動しており、青年活動は停滞している現状にあります。本町の活性化、まちづくりのためにも、地域に根づいたリーダーの養成が求められ、シニアリーダーコースへの派遣など、町部局との連携を図りながら、社会教育の立場から各産業団体青年層への学習の機会を提供するなど交流を進めてまいります。

高齢者教育については、医療、介護、年金、雇用等の社会システムにどのように対応させていくかといった課題に焦点が当たりがちですが、高齢化社会を一人一人がどのように健康で生きがいを持ち安心して高齢期を過ごすかという課題解決に向けた活動がますます重要になってきます。

本町では、60歳以上の町民を対象とした「たけなわ学級」を開設し学習体験活動を行っておりますが、本年度も引き続き内容を充実させながら取り組んでまいります。また、学んだ知識や技術、経験などを生かし、「生涯学習ボランティアバンク」への登録を呼びかけ、学校支援ボランティアとしての活動等、学習成果を発揮できる体制づくりに努めてまいります。

芸術文化活動の進行は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであります。

本町の芸術文化活動は、文化団体連絡協議会を中心として、書道や絵画、舞踊などさまざまな活動に自主的に取り組んでおりますが、近年は各団体会員の高齢化や固定化が見られ、会員が減少傾向につながっており、今後の活動の停滞が懸念され、新たな文化活動の担い手や郷土の伝統芸能を継承する人材の育成が求められていることから、文化団体及びサークル活動への支援を初め、各種大会や発表会への参加奨励を積極的に行い、毎年11月3日に開催している文化祭発表会や作品展示会の成功に向けて支援してまいります。

郷土の誇る詩人吉田一穂の資料や古民具等文化財については、町の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであります。旧古平高校が高齢者複合施設に改築されたことに伴い、附属する武道場を展示場所として活用し陳列したところでございますが、今後、より一層町民の皆様初め町外からも訪れるように適切な保存と活用を図ってまいります。

生涯、スポーツを通して豊かな心とたくましい体をつくり、健康で明るいまちづくりを目指すことを目的に、昭和63年に「みんなのスポーツ町（タウン）」を宣言し、体育連盟、スポーツ推進員を中心に、スポーツの普及、活動に取り組んでおりますが、少子高齢化に伴い団体やサークルの会員数の減少、指導者不足、さらには各種教室、大会等への参加者の固定化が見受けられることから、サークル活動等への積極的な参加促進を図っていかねばなりません。

申すまでもなく、スポーツは、個人の体力向上・健康増進や生活を楽しく豊かなものにするのみならず、人格の形成、健康長寿の礎であり、明るく活力に満ちた社会を築くために欠かせないものであります。そのためには、既存スポーツ団体の活動支援はもちろん、年々健康意識の高まりからふえ続けているウォーキング愛好者の拡大や町部局との連携を図りながら、B&G財団が提唱している「転倒・寝たきり予防プログラム」の導入を検討してまいります。

今や古平町の一大イベントとなっている、古平ロードレース大会への参加人数は、毎年1,000名を超える状況にあり、対応に苦慮しているところでありますが、本年度においても昨年度の反省をし

っかりと踏まえ、体育連盟加盟団体を中心に構成される実行委員会を早期に立ち上げ事業運営の成功に向けて積極的に取り組んでまいります。また、例年町内参加者が少ないことから、本年度は、企業や団体に呼びかけるなど町内参加者の拡大に努めてまいります。

地域の文化活動や学習活動の拠点施設であり、町民の交流の場でもある文化会館やスポーツ活動の拠点となる海洋センターについては、今年度も多くの町民の皆様にご利用いただけるよう、管理運営について、最少の人数で最大の効果を上げられるよう、より一層職員の資質向上に努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政の主要な方針について申し上げましたが、冒頭申し述べたとおり、国においては、教育委員会制度改革に向けて、昨年4月に文部科学大臣から、「今後の地方教育行政の在り方について」の諮問を受け、審議を重ねていた中央教育審議会からの答申が出され、政府では、具体的な制度改革の検討が始められておりますがいまだ先行き不透明な状況にあります。

このような状況にあっても、教育の根幹をなす地域の原動力となる「ひとづくり」は学校教育、社会教育問わず重要な課題であります。「生きる力」の育成を基本理念とした学習指導要領に基づき、学校の自主性を尊重し、一連の取り組みを教育行政と学校現場の意思疎通を図りながら、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの住みよい環境づくりに努めるとともに、幼児から高齢者まで、全ての町民が喜びを感じられるような教育行政を推進してまいります。執行に当たっては町理事者と十分連携を図り、町内の教育関係者や各団体の協力を得ながら、本町の教育振興、充実に全力を傾けて邁進する決意でおりますので、議員皆様並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 以上で教育行政執行方針を終わります。

それでは、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時56分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第6号ないし日程第10 議案第11号

○議長（逢見輝続君） 日程第5、議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までを一括議題といたします。

議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、私のほうから議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算につきまして提案理由のご説明をいたします。

ご説明する部分は、毎年同じですが、予算の説明書をお出しく下さい。3ページをお開きください。ここには、各会計の予算総括ということで金額を載せてございます。まず、一般会計につつま

しては、前年度比16.5%減の31億4,700万円を組んでございます。前年度は大きな事業が3つございましたが、その部分が減っていると。また、新たな建設事業が加わっているということでの減でございます。国民健康保険の特別会計につきましては前年比2.5%増の2億300万円、後期高齢医療の特別会計につきましては20.4%増の7,190万円、簡易水道事業につきましては12.8%減の1億7,100万円、公共下水道の特別会計につきましては2.1%減の2億6,200万円、介護保険サービスの特会につきましては17.9%増の4,670万円ということで、会計合計としまして39億160万円となっております。

続きまして、歳出予算の比較につきましてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。まず、8ページの下にグラフが載っておりますが、円グラフをごらんください。全体金額に対します構成比、シェアでございます。人件費につきましては17.2%、一番多いと。続いて、扶助費14.6%、建設事業費、公債費、補助費と続いております。

9ページのほうをごらんください。前年と比較しまして、その増減額について若干ご説明いたします。まず、1番、人件費につきましては、前年比4,787万4,000円減の5億4,019万3,000円を計上してございます。議員報酬等としましては92万2,000円減ということで、これは共済会の負担金の率が減ったものによるものでございます。委員報酬等につきましては101万4,000円の減。選挙の部分で97万3,000円の減でございます。去年は町長選、それから参議院選をのせてございました。ことしにつきましては農業委員会の部分が入っておりますが、総体で減になるということでございます。1行飛ばしまして、職員給与費、共済負担金、退手負担金、それぞれ2,600万円ほどの減、700万円の減、1,100万円ほどの減ということで、これにつきましては一般職員数64人は変わってございませませんが、退職者がうんと人数がふえたということでございます。そして、それは若手ということで、人件費の弱年化ということで減額するものでございます。

2番の物件費でございますが、比較3,537万1,000円の増の4億1,160万8,000円というもので、2行目、賃金につきましては237万9,000円の増。こちらは、25年度の予算で元気プラザのほうに1名臨時職員、補正予算で計上させていただきます。引き続き継続したいということで、その部分で25年度の当初と比較しての増ということでございます。4行飛ばしていただきまして、委託料、比較2,834万7,000円の増でございます。こちらの部分は、26年度に道路ストックの総点検ということで、先ほど町長からの方針にもありましたように、その部分で1,190万円、また高齢者複合施設の部分の高齢者住宅の指定管理ということで240万円、あと温泉の部分の経営の指定管理ということで800万円をふやすことにしてございます。使用料につきましては、113万4,000円の減でございます。大きなものにつきましては、広域連合に職員を派遣してございますが、1名今回で戻ってくるということで、倶知安で住宅を借りている部分の借上料の減でございます。

続いて、3番、維持補修費、292万5,000円減の9,266万2,000円でございます。中ほど、道路除雪費、193万円の減でございますが、これは除雪機械の整備料の減でございます。1行飛ばして、公園維持管理124万3,000円、この部分は昨年みどり公園の遊具の修繕をしてございます。その部分が減ったということで、ことしもあけぼの公園をしますが、金額的に少ない金額で済むということでの減でございます。

4番、扶助費、比較2,308万9,000円の増の4億6,049万3,000円です。中ほどに自立支援医療で320万円増、1行飛ばしていただきまして、介護・訓練等給付で2,042万2,000円の増、障害児通所給付につきましては114万1,000円の減でございます。これまでの実績の伸びを見まして増減させていただきます。

5番、補助費等でございますが、比較3,721万5,000円増の4億1,293万6,000円でございます。消防組合の部分で460万2,000円の減ということで、これは人件費の部分で、退職手当の事前納付金の精算が3年に1度、25年度にありました。それが26年度はないということでございます。また、消防広報車の部分、昨年買ってございますが、ことはないと。ことしふえた部分は、屋上の防水工事を実施するということで、差し引き460万2,000円の減でございます。1行飛ばしていただきまして、廃棄物広域連合につきましては、負担金、180万1,000円の減でございます。下から4行目でございます。掖済会診療所補助、比較3,553万8,000円増の6,000万円ということでございます。ちなみに、25年度予算につきましては、当初プラス補正で4,778万3,000円となっております。右に移っていただきまして、2行目、浅海資源保護事業319万2,000円、新たに設けてございます。25年度予算では委託料ということで見てございましたが、漁協さん、浅海部会のほうに補助金を出すということで組みかえでございますので、こちらのほうに数字が出ております。住宅リフォームの部分で昨年は900万円盛ってございましたが、予定する件数に届いておりませんので、ことは600万円計上するもので、比較300万円の減でございます。定住促進共同住宅、これは新たに設けてございます。600万円の増でございます。町長の執行方針でもございましたように、法人または個人が所有する住宅を建てると。1棟2戸以上のものについて建てていただける場合に補助金を出すということで考えてございます。全体金額で600万円ということで考えてございます。高校遠距離通学の部分で303万円、新たに設けております。道のほうの補助金が打ち切りになったということで、町で持っているということでございます。26年度につきましては、高校1年生及び2年生の2学年分。3年生の部分についてはまだ道の補助金が来る学年ですので、そうなってございます。27年度以降は、3学年部分の経費ということになると考えております。

続いて、6番、投資的経費でございますが、比較7億1,327万7,000円の減で4億1,793万3,000円でございます。詳しくは、後ほど説明します建設事業の説明で述べさせていただきます。

7番、公債費、比較1,249万円増の4億1,438万2,000円でございます。元金につきましては1,600万2,000円増ということで、平成22年に借り入れしております温泉の部分2億1,000万円ほど、また同じ年度22年度の臨時財政特例債1億8,000万円ほどの元金が入ってきましたので、ふえます。

8番、積立金につきましては、増減ございません。

11番、繰出金、比較3,308万3,000円増の3億9,076万9,000円でございます。国保会計につきましては882万3,000円増、このうち財政支援ということで、昨年と比べましてプラス1,150万円増の3,650万円と考えてございます。

予備費につきましては、182万8,000円増の591万3,000円となっております。

それでは、前のページに戻っていただきまして、6ページ、7ページでございます。6ページのほう、また円グラフの説明でございますが、下の円グラフ。まず、何といたしましても大きい部分は

56.1%の交付税ということでございます。続いて、国庫支出金14.8%、町債が10%ということで、町税の占める割合は7.1%ということになっております。

7ページごらんください。歳出と同じように比較につきましてご説明いたします。1番、町税、832万5,000円増の2億2,293万5,000円でございます。個人町民税につきましては1,018万3,000円増ということで、これは予算額を算出する場合に、過去5年間の変動率を見て、その変動率の平均をとってございます。25年度の変動率につきまして上がってございますので、1,000万円の増となっております。続いて、法人町民税、414万1,000円減でございます。ご承知のように、不景気でございますので、法人税割の部分が急激に落ちてございます。その部分を減らしております。また、固定資産税につきましては108万4,000円の増ということで、家屋の部分でふえてございます。

2番から10番までの地方譲与税等でございますが、300万円増の7,626万2,000円ということで、地方揮発油税、100万円減、自動車重量税、300万円減ということで、それぞれ最近、23年度、24年度の実績額を見まして減らしてございます。下から4行目の地方消費税でございますが、700万円増としてございます。ご承知のように地方消費税、税率1%から1.7%になるものでございます。ただ、予算額、前年に比べて1.7倍するものではなく、消費税が納められてから都道府県に配分されて、また都道府県は都道府県間で調整して配分されます。そして、北海道から道の分と各市町村の分ということで計算なさって町のほうに入ってくるもので、タイムラグ、時間的なずれがありますので、このように伸び率としては18.4%ですが、設定してございます。伸び率については、地方財政計画の表を見まして、それに近い数字をとってございます。

続いて、9番、地方交付税、3,500万円増の17億6,700万円でございます。これは、31ページに表がございますので、おめくりください。31ページです。表全体、半分に割って左側が25年度の決算見込みというものです。右側が26年度の予算の金額を載せてございます。縦に見ていきますと、まず上半分の部分が個別算定経費の部分について算定してございます。個別経費の計欄、右側の表の外に①と書いている、その部分の行のご説明でございますが、算定経費につきましても、単位費用についてマイナス2.5%ということで計算して算出してございます。その結果、個別算定経費の予算額といえますか、計算した結果12億4,249万5,000円というものの数字を出してございます。続いて、包括算定経費、②の欄ですが、こちらも単位費用につきましてマイナス2.5%の3億5,752万1,000円という数字です。続いて、公債費ですが、③の部分です。実際の償還額なり許可額をもとにしまして試算してございます。合計3億6,293万4,000円でございます。そして、1行飛ばしていただきまして⑤が、臨時財政対策債の振りかえ相当額1億250万円ほどで、前年比マイナス5%ということで組んでございます。⑥、基準財政需要額合計で18億6,045万円。基準財政収入額、⑦につきましては、前年と同額見てございます。需要額から収入額を引きました普通交付税額、⑨の欄、16億3,800万円ということで、これを普通交付税ということで計上させていただいております。

ページ戻りまして、6ページ、7ページ。7ページの普通交付税まで終わりましたので、11番、分担金及び負担金、比較が7万円の減で1,645万6,000円でございます。

12番、使用料・手数料、90万7,000円減の3,656万3,000円ということで、上から4行目、公営住宅の部分で134万4,000円の減でございます。こちらは、歌棄にあります公営住宅3棟12戸につきまし

て、執行方針でもご説明あったように、福社会さんのほうに無償譲渡するというので、その部分の公営住宅使用料の減でございます。

13番、国庫支出金、比較2億573万8,000円減の4億6,720万7,000円でございます。大きなものとしては、1行目、障害自立支援給付で1,103万円増でございます。また、中ほどに林業専用道がございます。1,873万2,000円の増です。下から2本目が社会資本交付金、2億3,251万1,000円の減でございます。社会資本につきましては、町で実施している大きな事業が終わったことによります大幅な減でございます。

14番、道支出金、比較90万4,000円の減で1億6,746万7,000円を計上しております。右側に移っていただきまして、下から8行目に水産加工品流通安全ということで200万円組んでございます。後ほど建設事業でご説明しますが、漁協の生産部がエックス線の異物検出機を購入するというので道の補助金でございます。原子力防災対策、441万円の増でございます。こちらにつきましては、25年度は25年の6月にこれと同じ金額を計上させていただいております。ただ、当初予算としてはありませんでしたので、441万円、定額の道からの補助金でございます。1行飛ばしていただきまして、選挙委託費につきましては、参議院議員が25年にありましたので、470万円がすっぽり落ちると。下から2行目の緊急雇用創出でございますが、学校の特別支援員の部分で道の補助金がございますが、それが本年度なくなるということでございます。

15番、財産収入ですが、76万1,000円増の395万4,000円でございます。

続いて、16番、寄附金ですが、増減ございません。2,000円です。

17番、繰入金につきましては、2,139万2,000円減の4,220万8,000円でございます。特別会計繰入金ということで340万8,000円見てございます。簡易水道で見えておりました課長さんの人件費の部分を、課長は建設水道課長ですので、それぞれの分野に3分の1ずつ分けようということで、一般会計建設部分が3分の1、簡易水道の部分が3分の1、下水道の部分が3分の1ということで、人件費も会計に3分の1ずつ分けようと考えてございます。簡水会計から一般会計へ繰り入れる部分が340万8,000円ということです。下水からも本来そうしたいのでございますが、下水の部分の赤字穴埋めといいますか、そちらで繰出金を出すので、プラ・マイのせるのはどうかと思ひまして、下水とのやりとりはございません。下の財調基金繰入金でございますが、100万円減ということで、これは今回の予算の歳入歳出のバランスをとるために財政調整基金を取り崩さなければ組めなかったものの金額でございます。1つ飛ばして、退職手当基金でございますが、これは25年度に3年に1度の精算行為がありましたが、ことしはないということですのですっぽり落ちております。小学校建設基金につきましても、25年度で大体使ってございますので、役目を終わったということになってございます。この基金につきましては、おいおい決算が出てから9月以降の議会におきまして建設基金の条例廃止及びそのほかの基金への繰りかえ等を考えていくものと思っております。

18番、繰越金1,000円。移動はありません。

19番、諸収入、1,787万5,000円減の3,254万5,000円でございます。2行目、バス待合所でございますが、12万円減ということで、これは浜町のバス停、高野さんから借りている部分のバス停の部分でございますが、バス停自体がマルカさんの前に移ったということで、使わなくなるということ

での減でございます。諸収入、この金額につきましては、中央バスさんの負担金の部分、全体金額の3分の1、12万円ということでございます。3つ飛ばしていただきまして、後志広域連合の人件費でございますが、先ほど申しましたように1名減ということで、その部分の人件費を630万8,000円減としてなっております。2つ飛ばしていただきまして、海洋センター改修助成ということで1,430万円の減でございます。25年度実施しました屋根の部分の改修でございます。1つ飛ばしていただきまして、防災・減災助成ということで125万3,000円新たに設けております。これは、市町村振興協会が35周年ということで全道の市町村に対して単年度限りの補助金を出すということで、防災、減災に使っていただきたいということでの収入でございます。

20番、町債につきましては、比較4億2,120万円減の3億1,440万円でございます。

それでは、起債の状況についてご説明しますので、32ページ、33ページをお開きください。こちらのほうにそれぞれの起債についての計算式なり返済期間、交付税措置率を載せてございます。ご説明いたしたいのは、32ページの下の部分に小さな表がございますが、実際起債した部分の交付税措置がどのぐらいになるかという説明でございます。まず、過疎対策事業債につきましては、2本借り入れする考えで、製氷施設と除雪車ということでございます。過疎債ハードと呼ばれている部分です。起債額1億90万円に対しまして、交付税措置70%ということになってございます。差し引き持ち出し分としましては、3,027万円となっております。交付税措置率が1億に対して7割の約7,000万、残りの3割の部分で持ち出しが3割で3,027万。3,027万は、ここに記載しておりません。続いて、過疎の自立促進ということで、これが過疎債ソフトと呼ばれる部分、合計12本の借り入れ、9,810万円ということでございます。公営住宅の建設事業が、清川団地及び栄団地につきまして2本借り入れる予定でございます。起債1,290万円でございますが、交付税措置はありません。最後に、臨時財政対策債が1億250万円。これは、交付税措置100%でございます。合計の措置額が2億4,180万円となっております。ちなみに、持ち出し分の合計としましては、起債額との差額7,260万円ということで、あくまでも元金ベースということでございます。利子の金額は入れてございません。

それでは、建設事業についてご説明いたします。42ページをお開きください。事業番号1番、財務会計・人事給与システム更新事業、事業費1,015万7,000円でございます。2番の内容としまして、ウィンドウズのXPのサポートが4月の下旬に終了になるということで、それをウィンドウズ7に対応した新しいシステムに更新するものでございます。ハードウェア、ソフトウェア、財務会計システム、人事給与システムでございます。3番の見取り図につきましては、財務会計の一つの画面でございます。

続いて、43ページ、事務用パソコン更新事業290万円でございます。内容、先ほどと同じように、XPから7に対応した事務用パソコンに更新するということでございます。また、それと同時に、パソコンの管理、データ保護の観点から、庁舎の電算室において一元管理する、シンクライアントと呼ぶそうですが、その方式を採用しまして、効率とセキュリティを向上させるものでございます。ハードウェアがサーバ1台とクライアントパソコン100台、またソフトウェアがここに記載のとおりでございます。全体金額は290万円ではございませんので、1つ、ポチの最後に債務負担行為を設定させていただきまして、その限度額2,280万円と26年度の290万円を足していただいた合計金額

2,570万円の考えで契約していくものでございます。これにつきましては、備荒資金組合のほうで防災資機材にパソコンも含むということになってございますので、そちらの譲渡制度を利用しようと考えてございます。契約の形としましては、備荒資金組合に購入してもらおうと。それを5年をかけて割賦、町のほうから組合のほうに払っていきまして完了するというところで考えてございます。

それでは、ページめくっていただきまして、44ページ、納付書発行システム等更新事業243万円でございます。こちらのほうも7で動くようにアクセス2010にバージョンアップさせるというものでございます。物としましては、被災者支援台帳、また納付書発行MDBなどなどございます。

続いて、45ページ、戸籍事務電算化事業2,990万円でございます。これにつきましては、戸籍の電算化につきまして、現在実施している状況としましては、昨年12月末現在の数字でございますが、全国で導入率が、95.5%の団体が導入済みということでございます。また、道内につきましては179団体中132団体が電算化済み、シェア73.7%ということでございます。そして、今現在も作業しているという団体さんを入れますと、167団体が実施済みまたは作業中ということで、93.2%が該当といえますか、やってございます。残り道内では12団体ということで、私議会運営委員会で残り4団体ということで、ある資料をもとにしてご説明したのですけれども、また訂正になる情報を得ましたので、道内では残り12団体ということで、これが昨年12月末現在の情報でございます。

電算化の内容としましては、2番で、戸籍、除籍、改製原戸籍のデータベース化及び作業のシステム化ということでございます。そして、黒丸2つ目、この情報が法務省の戸籍副本データ管理システムとの接続もさせると。そして、紙自体は普通紙から改ざん防止証明用紙への切りかえということでございます。戸籍につきましては、現状、分庁舎の耐火金庫で保管してございます。心配としましては、水害、火災などの心配に対して対応できるのかということがございます。また、つづり方はバインダーにつづってございまして、戸籍の証明ごと、また戸籍に記入するときその都度抜き出してやっているということで、傷んでいくというものでございます。また、紙質としましては強い和紙を使用していますが、長年の使用でところどころ破損しているところも散見されるということでございます。そして、戸籍の記載につきましては今タイプライターを使っていますが、そのタイプライター自体、既に製造、メンテナンス終了ということで、もう終わっているということで、壊れたらどうなるのかということがございます。ということでの電算化でございます。財源の部分で、こちら機械の部分、備品の部分につきまして備荒資金組合の制度を利用しまして買いたいと思っております。債務負担行為を設定させていただくのが27年度から30年度までで、限度額2,240万円ということです。それと、下の5番にあります支出科目の備品購入費290万円、これを合わせた金額が備品関係の整備でございます。そして、予算の事業費内訳、委託料の部分で2,700万円と組んでございますが、こちらのほうが、データを移行させる、そして作成するという部分の作業の委託料が2,700万円。これにつきましては、26年度限りというものになっております。そして、ここには記載ございませんが、来年度の委託としまして平成改製原戸籍についても作業するという部分で310万円考えておりまして、総事業費としましては5,540万円ということで考えられてございます。物としましては、4番にありますように、電算化前は縦書きの戸籍であったと。この部分のものでございましたが、電算化後は右のほう、横書きになりまして、出力するということになっております。

これまでの証明をとる時間も短縮されるものと考えております。

それでは、46ページでございます。申しわけないです。済みません。債務負担行為のことについてご説明しておりました。先ほどは事務用パソコンで債務負担行為を組むと。戸籍につきましても組ませていただきます。建設事業には載せておりませんが、予算書のほうに載せております総合行政システムの更新がございます。これにつきましては、26年度の予算にはのせないで、債務負担行為を26年度から6年間組ませていただきまして、各年2,200万円ほどということで合計1億1,020万円債務負担行為を設定させていただきたいと思っております。執行方針での説明にもありましたように、行政情報を外部で保管するというので考えてございます。

ページめくっていただきまして、46ページです。福祉センターの車寄せ改修事業217万8,000円。これは、見取り図にもありますように、玄関先の車寄せの部分の改修でございます。事業内容、ひさし屋上防水工事、ウレタン塗膜防水でございます。そして、柱・ひさし部の塗装ということで考えてございます。福祉センターは平成7年建設で、19年経過して傷みが出ているということで、実施したいと思っております。

47ページ、子育て支援センターの床改修事業108万円でございます。幼児センター入りまして右側の部分が支援センターになっております。その床材がちょっとかたいということで、保護者の方から要望がございました。調べてみますと、タイルカーペット1枚、コンクリートの上にタイルカーペット厚さ6.5ミリだけだったのですが、かたいということで保護者の方から要望がありまして、ことし100万円かけて実施するものです。下地のシートを加えます。下地シートが6ミリ、そしてタイルカーペットが6.5ミリということで、今までの厚さの2倍の12.5ミリになる模様でございます。

48ページ、林道チョバタン線小規模林道整備事業ということで200万円組んでございます。前年度と同額でございます。道の補助金限度額100万円に合わせて200万円ということで組んでございます。平成22年の豪雨災害の部分ののり面緑化をいたしたいと思っております。

49ページ、森林環境保全整備事業、下刈りでございますが、事業費49万円でございます。下刈りの面積11.6ヘクタール、これは平成17、18、19年に植栽しましたトドマツの部分の下刈りでございます。毎年続けておりまして、あと一、二年で大丈夫なのかなという原課からのお話でございました。

50ページです。林業専用道鼻垂石線整備事業2,370万円でございます。これにつきましては、25年度に設計費だけのせてございました。事情によりまして補助金がつかないため取りやめてございました。先々月でしょうか、1月ごろに後志振興局のほうから26年度の当初予算にのせなさいと。補助金つくからということでありましたので、実施していこうということでございます。26年度に一気に測量設計と工事を実施する予定でございます。測量設計については事業費600万円、工事費については1,700万円と考えてございます。全額、100%補助でございます。

続いて、51ページ、ウニ種苗放流事業108万円でございます。内容は、5ミリの人工種苗を20万粒購入して成長させるものでございます。事業主体は浅海部会さんで事業費216万円。町の部分が108万円、漁協さんが30万円、自己資金が78万円と伺ってございます。1粒当たり単価10円の20万粒、消費税ということで216万円でございます。

52ページ、ナマコ種苗放流事業、新しいものです。事業費50万円。内容としましては、漁港内にナマコ、大きき10ミリですか、人工種苗2万尾を放流して、成長状況なども調査するというものがございます。種苗自体は1尾40円ということで2万尾、消費税、86万4,000円になります。そして、成長状況の調査、4回かけて調査することを考えていまして、金額21万6,000円。合計が括弧書きであります108万円ということ。負担割合としましては、町が50万円、漁協が15万円、部会が43万円となっております。

53ページ、水産加工品流通安全対策事業、新規です。400万円計上してございます。漁協の生産部に、事業内容に書いておりますように、今ある金属探知機では貝殻などの異物混入が検知できないと。エックス線による探知機を入れたいということで、庁舎内の対応ができるようにしたいと考えているということがございます。現在の金属探知機では、ホタテの貝殻などが検出できないと。そういうものについても検出できるエックス線を使った探知機を導入することで、総事業費750万円となっております。

54ページです。製氷・貯氷施設整備事業2億3,040万円でございます。現在の施設が昭和39年、54年に整備したものでありまして、それを建てかえるものがございます。この実施設計につきまして、12月定例会で設計予算を組まさせていただきます。事業内容としましては、新年度は面積345.6平米、鉄骨づくり3階建てということで、1階当たりの建て床面積は35坪弱となっております。能力としては、製氷25トン、貯氷50トンということでございます。事業主体は漁協さんで、総事業費3億3,164万4,000円となっております。国の補助金につきまして、これは荷さばき施設と同様の補助メニューで、補助率も2分の1、50%となっております。

続きまして、55ページ、パークゴルフ場排水設備設置事業27万円でございます。内容は、コース内に排水設備を設置するというもので、Bコースの6番、7番、8番の部分に暗渠を、ここには記載ございませんが、総メーター数32メーターほど入れまして排水をよくするというところで考えてございます。

続いて、56ページです。家族旅行村炊事場等屋根改修事業176万6,000円。これにつきましては、事業内容、炊事場2棟、トイレ棟が2棟ということの計4棟につきまして、屋根の下の部分がかなり傷んでいるという、その部分の補修と、屋根を支えている柱の取りかえ、腐っている部分もございますので、それを早急に取りかえるということで考えてございます。

57ページ、雪寒機械更新事業4,422万円でございます。平成13年に購入しましたロータリー除雪車の更新、買いかえでございます。平成13年ですので、十二、三年経過しているということで、今の機械は自動変速装置の部分で故障がちということもございます。新しいものを整備するというものがございます。シャッターつきマルチプラウも加えるということで考えてございます。

続いて、58ページ、普通河川丸山川河口護岸改修事業2,000万円。これにつきましては、実施設計で25年度、本年度に300万円盛ってございます。その工事の部分でございます。施行箇所については、3番の見取り図をごらんください。

続いて、59ページ、清川団地建設事業750万6,000円。これにつきましては、現在清川団地は11棟27戸ございます。建設年度は昭和42年、43年の部分でございます。この部分を将来的には4棟16戸

にしようとして計画してございます。まず第一弾としまして、基本実施設計2棟8戸部分を実施したいと考えてございます。設計をして、次の年度は建設、また解体しなければならないものは解体、次の年度は設計、そういうような順繰り順繰りやっていく考えでございます。

60ページ、栄団地住戸改善事業1,946万7,000円でございます。内容としましては、内窓の取りかえです。栄団地の5棟21戸、下の見取り図にありますように、建設年度は49年から53年にかけての5棟部分を内窓を取りかえていこうと。1戸当たりには割り返してみますと、92万7,000円ほどの金額となっております。

続いて、61ページ、防災情報板設置事業700万円。内容としましては、海拔標示板の設置、電柱に取りつけるのが70カ所、また指定避難所の標示板が16カ所等となっております。

62ページ、教員住宅取得償還金214万8,000円でございます。これは、毎年出てきます償還金でございます。債務負担行為を組んでいる期間が26年度で終了ということで、本年度償還終了になるものでございます。

63ページです。消防庁舎屋上防水改修事業747万4,000円。内容としましては、庁舎の屋上の部分の防水工事、面積535平方メートルをアスファルト防水するものでございます。庁舎自体は平成5年の12月に完成してございまして、20年経過しているということで、かなり傷んで雨漏りもするということでの防水工事でございます。

最後に、64ページ、高圧温水洗浄機購入事業116万6,000円でございます。洗車機です。これにつきましては、既存のものが昭和61年に購入してございます。28年も経過しております。これまで何度も何度も故障していて、だまされ使っていたと言っておりましたが、ことしも1月に火事があったときもまた故障したと。使いたいときになかなかというもので、28年も経過したということでの計上でございます。

以上、建設事業でございました。

続いて、一般職の職員について、71ページをごらんください。71ページには、会計別の一般職の職員数の推移をグラフ化させております。棒グラフにつきましては、全職員数でございます。平成15年度当時は82人、右肩下がりに下がってきたと。少なかったときは、平成22年度ですか、67人になっております。最近では微増ということで、26年度予算で73人分ということで考えてございます。

続いて、地方債の残高について、74ページをお開きください。こちらのほうには、借入額の部分について、グラフの背の小さいほうの部分が借入額です。残高が背の大きい部分、黒い部分の棒グラフにしてございます。ここ数年、23年から4年間ぐらいは横ばいということで推移してございます。

次に、町税の推移につきまして、76ページをごらんください。76ページです。町税の金額、全体金額について載せてございます。10年前、平成16年では2億7,700万円の税収があったというものが、その後横ばいが続いて、減少傾向で、最近はやや微減ということでなっております。25年度の見込みとしましては2億2,300万円、26年度の当初予算は2億2,200万円ということで見込んでございます。

最後に、基金についてご説明いたします。80ページです。こちらには、各種基金の残高について

載せてございます。グラフにつきましては、基金の全体金額の合計額についてグラフ化したものでございます。表（イ）で、特定目的基金ということで載せてございます。この部分、一般会計の持っている部分でございます。1行目に財調基金、25年の見込みが5億9,210万円、新年度は歳入歳出の均衡を図って取り崩ししますので、5億5,361万円ということで考えてございます。減債基金につきましては、26年度予算1億9,000万円ということで、使える基金はこの2つを合わせました7億4,300万円ほどになってございます。その他目的基金としましては、コミュニティから小学校建設基金まで載っております。変化のあった部分としましては、2行目の庁舎建設基金で、25年度は新たに5,000万円の積み立てを計画しておりますので、2億6,200万円になるであろうということで考えてございます。特会の基金については、下のほうの表に載っております。

以上で一般会計提案理由のご説明でございました。よろしくご審議の上ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） ただいま議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算について提案理由の説明が終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） それでは、ただいま上程されました議案第7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度予算の総額は2億300万円で、前年度比500万円の増となっております。

初めに、予算を左右する医療費の状況についてご説明いたします。説明資料の90ページ、91ページをお開きください。一番上の表、（1）、医療給付、この表の計欄をごらんください。中ほどの平成22年度4億6,418万6,000円がピークで、23年度、それから24年度と減少しております。そして、25年度は微増、若干ふえて3億9,600万の見込みです。同様に、中段の表、1つ表を置いて中段といいますか、3番目の表です。（2）、高額療養費、この計欄を見ていただいても同様に、平成23年度の計6,680万2,000円、これがピークで、24年度は減少、そして25年度は若干の増加が見込まれております。26年度予算につきましては、5年間の平均と伸び率等を勘案して計上しておりますので、極端な減額とはなっていないことをご理解いただきたいと思います。

次に、後志広域連合予算における古平町の状況について説明いたします。資料86、87ページをお開きください。87ページ、歳出、前年度と比較しますと、2款保険給付費で1,708万6,000円の減、3款の後期高齢者支援金等で443万9,000円の増、7款共同事業拠出金で649万8,000円の減、合計欄、比較の欄でいきますと1,730万5,000円の減となり、歳出合計は6億8,331万2,000円。一方、歳入、86ページですが、2款国庫支出金で1,809万2,000円ほどふえるものの、4款前期高齢者交付金で

3,045万8,000円の減、大きく減少となっております。それから、6款共同事業交付金は歳出の共同事業拠出金と連動して減少となり、歳入合計は前年度比で1,692万5,000円減の4億9,868万3,000円。この歳入を先ほどの歳出合計6億8,331万2,000円から引いた不足額1億8,462万9,000円が古平町国保会計からの負担金、分賦金という形での支出となります。以上申し上げました事項を基礎といたしまして、国保会計の予算についてご説明いたします。

資料85ページ、歳出、1款1項総務管理費2億170万9,000円、前年度比504万円の増ですが、昨年度は1名分の計上だった人件費を2名としたこと、それから特定健診の受診者対策を進めるために賃金等を47万3,000円計上したこと、これらが増加の主な要因です。2項徴税費は50万1,000円、3項審議会費は4万4,000円、2款1項基金積立金1,000円、3款1項償還金及び還付加算金37万5,000円、4款1項予備費37万円で、歳出合計を2億300万円とするものです。

一方、歳入、84ページですが、1款1項国民健康保険税9,936万3,000円、前年度比411万円の減を見込んでおります。2款1項手数料1,000円、3款1項他会計繰入金1億96万7,000円で、前年度比882万3,000円の増。内訳は、備考欄に記載しておりますが、備考欄の一番下、財政支援繰入金3,650万円を見込んでおります。これは、昨年度当初予算におきましては2,500万円でしたので、1,150万円の増ということになります。このような不足額を一般会計で補填することとした予算となっております。それから、3款2項基金繰入金は1,000円、4款1項繰越金は1,000円、5款諸収入は266万7,000円。これの5款3項雑入の266万4,000円ですが、大部分が広域連合からの収入、委託金といえますか、健診等を町の国保会計で行う部分に見合ったものでございます。以上から歳入合計2億300万円とするものでございます。

以上をもちまして平成26年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第7号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続きまして、議案第8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

○副町長（田口博久君） それでは、続きまして議案第8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

説明書94、95ページをお開きください。平成26年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ7,190万円とするもので、前年度に比べまして1,220万円の増となっております。

95ページ、歳出についてご説明いたします。1款1項総務管理費1,342万9,000円、前年度に比べて814万8,000円ふえておりますが、その主なものは、北海道後期高齢者医療広域連合と連携して業務を行うコンピュータシステムの変更に677万2,000円、これは基本ソフトのメーカーサポートが終了することに伴いシステム全体を入れかえる必要が生じたことによるものであります。そのほか、職員の異動等による人件費が87万3,000円の増となっております。2項徴税費22万1,000円、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金5,773万8,000円。これは、北海道後期高齢者医療広域連合の積算に基づき、保険料相当分3,386万5,000円、事務費に相当する共通経費分199万3,000円、保険基盤安定繰入金相当分2,188万円の合計額となっております。3款1項償還金及び還付加算金30万1,000円、

4款1項予備費21万1,000円で、歳出合計7,190万円としております。

次に、歳入、94ページをごらんください。1款1項後期高齢者医療保険料3,386万5,000円、これは平成26年2月24日開催された後期高齢者医療広域連合議会で議決された新しい料率で広域連合が積算したものとなっております。なお、新しい料率につきましては、95ページ中段に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。次、2款1項手数料1,000円、3款1項一般会計繰入金3,688万7,000円。内訳は、備考欄に記載しておりますが、職員給与費等繰入金は職員1名分の人件費であります。その下の広域連合共通経費繰入金199万3,000円、それからもう一つ飛んで保険基盤安定繰入金2,188万円。これは、保険料の軽減措置分に対する部分ですが、この2,188万円、これは1款の保険料とともに歳出2款の広域連合納付金の財源となるものであります。その他事業繰入金794万3,000円は、先ほど歳出で申し上げたシステム改修等に要する費用、こういったものに充てるものでございます。4款1項繰越金、科目設定、それから5款諸収入に114万6,000円を計上して、歳出合計7,190万円とするものでございます。

以上で平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） ただいま議案第8号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

説明資料の98ページ、99ページをごらんください。平成26年度の歳入歳出予算の総額は1億7,100万円、対前年比と比較いたしまして2,500万円の減額となったところでございます。

まず、歳出予算でございますが、99ページ、1款の総務費でございますが、対前年比915万3,000円の3,013万5,000円を計上しております。一般会計で説明ありましたとおり、私、建設水道課長の人件費の負担のあり方について見直しを行ったところでございます。昨年までは簡易水道会計で全額の負担を計上しておりましたが、一般会計で3分の1、簡易水道会計で3分の1、下水道会計の3分の1、そういった業務量を勘案した負担の仕方に変えたところでございます。その結果、3分の1を会計が負担するというので、3分の1については簡易水道会計から一般会計のほうに繰出金として負担するといった措置を行ったところから、このような減額となったところでございます。

それから、2款の施設費は、対前年比1,704万5,000円減の5,478万円を計上してございます。施設費で315万5,000円の増。これは、施設がリニューアル、計装装置等、補助を受けまして整備をいたしまして、その後、電気計装装置等の保守点検等、順次計画を立てながら必要な箇所についてやっておりますが、そういった経費がふえたことによるものでございます。それから、施設整備費、対前年比2,020万円の減で、額としては2,954万円を計上いたしました。建設事業費の103ページ、104ページをごらんください。平成26年度の事業費といたしましては、配水管更新事業で2,700万円を計上してございます。工事内容といたしましては、延長350メートルの配水管を布設がえするものでございます。工事箇所といたしましては、地図が小さいですが、御崎地区と、それから新地地区の一

部、そういった箇所の管の更新を予定しております。この事業費に対しましては、800万円の補助金、それから1,900万円の起債を予定してございます。次に、104ページの水道メーターの更新でございます。今年度につきましては、60個分210万円を計上しております。

次、99ページに戻りまして、3款公債費、前年度並みの8,087万2,000円でございます。それから、諸支出金、194万7,000円増の415万9,000円を計上しております。増加要因といたしましては、給水工事の受託工事、195万円増額となっております。積算の中身といたしましては、大口径メーターの更新11件で114万円、それから消火栓4基ほど更新をするといったことを合わせまして413万円を計上したところでございます。

予備費は105万4,000円、総額1億7,100万円となったところでございます。

それから、歳入予算でございますが、98ページでございます。分担金、負担金、ここは新設加入負担金と消火栓の維持管理負担金合わせまして前年同額49万9,000円でございます。

それから、2款使用料、手数料、前年比416万7,000円減の1億541万6,000円を見込んでございます。毎年、使用水量の低減傾向が続いております。といったところから収入額も減少してございます。それから、一番気になりますのが、水産加工業者の廃業あるいは事業縮小、そういった影響をもろに受けるところでございますが、この予算の中にはその影響分は加味してございません。ですので、決算で落ち込むことは確実だろうというふうに思っております。それから、もう一点は、この4月からの消費増税に伴う料金の引き上げ改定はしてございません。そういったことでの予算計上でございます。

それから、3款国庫支出金、対前年比200万円減の800万円でございます。

それから、繰入金、他会計繰入金、これは一般会計からの過疎債、簡水債の交付税措置分の一般会計からの繰入金が2,321万2,000円、それから基金繰入金、これは歳出予算、歳入総額との不足分833万7,000円を基金繰り入れで補填する予定でございます。

それから、諸収入は264万9,000円増の650万6,000円を見込んでございますが、これは歳出で言いました受託事業収入の増加による収入の増でございます。

それから最後に、簡易水道事業債、本年度1,900万円を計上してございます。総額1億7,100万円の歳入予算でございます。

以上をもちまして歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） ただいま議案第9号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） ただいま上程されました平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

説明資料の106ページ、107ページをごらんください。歳入歳出予算の総額は、対前年比550万円減の2億6,200万円となったところでございます。

まず、歳出予算でございますが、2款の施設費、対前年比538万7,000円増となっております。

この要因といたしましては、平成26年度末をもって下水道事業の認可が終了するわけでございまして、平成27年度から新たな5年間の事業認可計画を立てまして、それに基づきまして今後施設等の老朽化した機器の更新等を補助を受けながら実施するための必要な計画を策定するための経費810万円を計上したことによるものでございます。

それから、3款公債費、起債の償還でございますが、対前年比1,128万3,000円減となって、総額は1億9,181万円の歳出予算でございます。

総額2億6,200万円。施設整備はございませんので、維持管理を中心とした、それから起債の償還といった歳出予算で、昨年とほとんど変わりございません。

それから次に、106ページ、歳入予算でございますが、1款分担金、負担金、対前年比17万5,000円減の13万7,000円を計上してございます。

それから、2款使用料、手数料、前年比9万2,000円増の2,743万9,000円を計上してございます。使用料、下水道使用料でございますが、微増で推移してきておりますので、対前年比並みの予算としたところでございます。それから、下水道使用料につきましても、消費税の増税による引き上げ等はしてございません。それから、水産加工の影響でございますが、水産加工による水につきましては下水につないでございませぬので、そういった意味から申し上げますと、大きな減収とはならないというふうに想定をしております。

それから、3款国庫支出金405万円を計上してございますが、先ほど言いました事業変更認可の作成費の2分の1の額を歳入に計上したものでございます。

それから、8款の町債、これは平準化債でございますが、起債の返還額が減ることから平準化債も少なくなります。額としては8,820万円を計上いたしました。

歳出に見合う歳入の財源不足として繰入金、一般会計からの繰入金、5款繰入金1億4,217万円を一般会計から繰り入れて、歳入歳出予算の調整を図ったところでございます。

以上、下水道事業会計につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） ただいま議案第10号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計予算について提案理由の説明が終わりました。

続いて、議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

予算説明書116ページをごらん願います。平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算について、歳入歳出総額をそれぞれ4,670万円とするものであります。対前年比710万円の増となっております。

それでは、説明書116ページ下段、表の下段、歳出のほうから説明いたします。1款1項1目通所介護事業費、前年比149万5,000円増の3,010万3,000円でございます。増の要因としましては、利用者の延べ人数が最近の利用状況から530人程度ふえるという見込みをしております。介護1の方、それと介護4の方で大幅にふえるという予測をしております。それから、2目短期入所生活介護事業

費については、ほぼ前年並みと考えております。それから、2項居宅介護支援事業費についても、ほぼ前年同様と考えております。それから、3項介護予防支援事業費、前年比540万円増の545万3,000円とするものです。これは、平成25年度まで一般会計予算で予防プラン作成担当の人件費を見ていたものを、この特別会計予算で26年度から見るものでございます。その人件費の増となっております。予備費18万5,000円、合計で4,670万円とするものであります。

続いて、歳入、116ページの上段の表です。1款1項1目1節通所介護費収入、前年比265万円増の2,737万8,000円とするものです。これの増要因は、歳出でご説明したものと同じく、利用者の増によるものであります。それから、2項1目1節、これは、通所介護事業費の自己負担分について、利用者増に伴う増であります。2款1項一般会計繰入金、前年比521万7,000円増の842万7,000円とするものです。合計4,670万円、前年比710万円の増とするものであります。

次に、117ページにつきましては、通所介護事業の状況について説明しているものです。上から、通所介護、その横に予防通所介護、1段下がりにまして、保険外のサービスとして生きがい通所、障害者のデイサービスの状況について記載しております。

ページめくっていただきまして、118ページについては、短期入所生活介護についての状況の説明を記載してございます。

119ページにつきましては、上段が居宅介護支援、下段が介護予防支援の状況について記載してございます。

ページめくっていただきまして、120ページ、121ページについては、それぞれの事業、歳入と歳出の状況について記載しているものでございます。

ページめくっていただきまして、122ページにつきましては、介護サービス事業の概要について記載してございます。

以上、ご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 以上で日程第5、議案第6号 平成26年度古平町一般会計予算から日程第10、議案第11号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算までの説明が終わりました。

本件については、例年全員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。本件は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第11号までは、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の日程は終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時42分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員